



特集 **人が輝くまちづくり** ～登別市総合計画・ 第2期基本計画策定～

【写真】 入学式に向かう新1年生（4月7日(金)・登別小学校）

もくじ

●人が輝くまちづくり…………… 2	●まちの集中改革……………12	●東奔西走……………16	●子育て伝言板・仲間たち……………18
●情報あらかると……………19	●議会だより「でいすかす」……………36	●となりまちホットライン……………40	

特集

人が輝くまちづくり

～登別市総合計画・

第2期基本計画策定～

まちの将来あるべき姿を実現するための総合的なまちづくりの指針として、平成8年度を初年度とする『登別市総合計画（1996年策定）』を市民の皆さんの参画を得ながら策定し、10年が経過しました。

『総合計画』の根幹となる『基本構想』では、のぼりべつの50年後を想定したあるべきまちの姿を描き、『第1期基本計画』では、基本構想に定める『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』を実現するため、平成8年度から10年間に行うべき施策の方向性を示しました。

今号では、第2期目となる平成18年度から平成27年度までの10年間に推進していくべき施策の基本的な方向性を示した『第2期基本計画』を策定しましたので、お知らせします。

総合計画



まちづくりの計画 『総合計画』

総合計画は、まちづくりの方向性を示す大切な計画で、『基本構想』、『基本計画』、『実施計画』からなっています。

『基本構想』は、50年後のあるべきまちの姿やそこに暮らす人々の生活を思い描いたもので、登別市が目指すまちづくりの理念やまちづくりを進める上での4つの視点、5つのテーマを定

めています。

この基本構想を実現するために、10年間に取り組む主要施策について定めたものが『基本計画』で、基本計画に沿って具体的に進める毎年の施策の事務事業をローリングシステム(※)で積み上げて策定する計画が『実施計画』です。

※ローリングシステム：①計画の実行、②分析・評価、③計画の修正・実行というサイクル(循環)を繰り返していく方法。

まちづくりの理念

まちづくりの理念とは、これからのまちづくりを進めるための統一テーマとして設定したものです。

『自然と調和のとれた住空間、躍動する産業、観光客をあたたく迎え入れるホスピタリティ(※)、個性あふれる文化、豊かな人間性。』

市民一人ひとりの価値観とライフスタイルが尊重され、豊かさで充実した生が実現できるまち。

ここには世界の各地から人が集い、世界の情報が集まる。

そして、人が、物が、情報が行き交い、活発な交流が生みだすエネルギーがまちにみなぎり、人々のぬくもりとふれあいを育てる。』を基本理念にキヤッチフレーズ『人が輝き

まちがときめく ふれあ交流都市のほりべつ』を設定しました。

※ホスピタリティ：訪れた人を優しく迎え入れ、もてなすこと。

まちづくりの視点

まちづくりの視点とは、登別市の歴史を振り返り、現状を把握し、夢を語り合い、将来のあるべき姿を模索する中から形成された、今後のまちづくりを進めていく上での共通の心構えです。

昭和43年に定められた『登別市民憲章』とともに、これからのまちづくりを進める際の指針の1つとして位置づけています。

① 交流と連帯のまちづくり

『さまざまな交流』や『世界との連帯』、『北海道の発展』をキーワードに、国際観光レクリエーション都市を目指す登別市として、国内だけではなく世界のさまざまな国との結びつきを求め、世界との連帯の中でのまちづくりを目指しています。

② 調和と共生のまちづくり

『自然との調和、真の豊かさ』や『ノーマライゼーション(※)』、『男女共同参画社会』をキーワードに、美しい自然と調和した真に豊かな安らぎのある生活、心の通い合う温かい地域社会の構築とすべての人が健やかにいきいきと暮らせる地域社会づくりや、安心して子どもを生み、健やかに育てることが出来る地域社会づくりを目指すとともに、女性の力が発揮できる地域社会づくりを重視しています。

※ノーマライゼーション：高齢者も障

がい者もすべての人々が、ともに暮らし、ともに生きぬく社会こそ正常(ノーマル)であるという考え方。

③ 創造と挑戦のまちづくり

『人づくり』や『文化づくり』、『歴史づくり』も『新たな潮流への挑戦(情報化、技術革新)』をキーワードに、まちは人のためにあり、人がまちをつくりあげるといった人づくりや

次代に伝える文化、歴史の創造を目指すとともに、情報化や技術革新といったことにも積極的にチャレンジすることを重視しています。

④ 共感と協働のまちづくり

『市民行動』や『対話』、『市民との共感、協働』をキーワードに、市民一人ひとりの思いや希望が実現されるまちづくりを目指しています。

まちの将来像を示した5つのテーマ

5つのテーマは、遠い将来、わたしたちのまちがどのようなようになっているか、理想とするまちの姿をイメージし、基本構想において実現しようとするのほりべつの将来像です。

総合計画では、この5つのテーマを第1章から第5章とし、『担いあうまちづくりを』加えた全6章を基本構想(目指す姿)としています。

① やさしさと共生するまち(抜粋)

市民一人ひとりのライフスタイルや価値観が尊重され、常に健康で生きがいのある生活を営める環境づくりが進むとともに、すべての市民が住み慣れた地域の中で世代や性別などを超えて交流し、共に支え合うふれあい豊かな地域社会が実現しています。

② 自然とともに暮らすまち(抜粋)

自然と調和した美しい環境の中で、災害や事故のない安全な暮らしが確保されています。

③ 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち(抜粋)

将来ののほりべつでは、厚みと広がりを持った観光が名実ともに市の活力を支える基幹産業として成長を遂げ、商工業や農水産業など市内の他の産業と有機的に結びつき表情豊かで力強い産業活動が展開されています。

④ 調和の中でふるさとを演出するまち(抜粋)

土地利用構想に従って、自然や景観と調和した人間性あふれる都市施設の整備が進み、機能的で利便性の高い市民生活が営まれています。

また、あらゆる都市施設は、高齢者やハンディキャップを持った人々にやさしいノーマライゼーション都市にふさわしい整備が進められるとともに、生態系に配慮した川づくり、ふれあい豊かな住宅地など都市基盤の整備が進んでいます。

⑤ 豊かな個性と人間性を育むまち(抜粋)

新しい時代を担う子どもたちの無限の可能性を伸ばす環境が整うとともに、生涯にわたって市民がいきいきと学び続けることのできる生涯学習社会が実現しています。

⑥ 担いあうまちづくり(抜粋)

自らのまちは、自らつくりあげるという意識を基本として、市民一人ひとりがお互いの価値観とライフスタイルを尊重しながら積極的に対話を重ね、共感と協調の心を基礎として自ら行動するまちづくり活動に取り組める環境づくりを推進します。

平成27年度までの計画 『第2期基本計画』

基本計画策定の趣旨

『第2期基本計画』は、平成8年に策定した総合計画基本構想に定める『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』の実現を図るため、第1期基本計画に引き続き、今後10年間に推進していくべき施策の基本的な方向性を示すものです。

第2期基本計画の策定に当たっては、素案作成段階から多くの市民の参画のもと、今後10年間に必要なまちづくりの施策について論議を重ねるなど、その内容を市民の皆さんに公開しながら策定作業を進めてきました。

この基本計画は、今後の市政運営の指針であると同時に、『登別市まちづくり基本条例(※)』に示す理念の具体的な展開方向となるものです。本計画の施策を進めるため、引き続き実施計画(3年)を定め、毎年ローリングを行います。

また、簡素で効率的な行政運営を推進するため、組織機構の見直しや行政評価システムの導入により事務事業の見直しに努めてきましたが、今後は、より一層きめ細やかな事務事業の点検・見直しを行い、職員の能力開発、効率的な組織・機構の見直しの徹底、民間委託の推進、事務手続きの簡素効率化などを進め、計画的・効率的な行財政

運営に努めます。

※登別市まちづくり基本条例：市民で構成された同基本条例検討委員会がまとめた提言書や基本条例(素案)の公表に寄せられた意見、市民フォーラムや条例説明会での意見など、市民の皆さんから寄せられた多くの提言や意見を基に策定され、市の最高規範となる条例で、平成17年12月21日に施行されました。条例の目的は、まちづくりへの市民参画の仕組みや権利、市民・行政・議会の役割や責任を明らかにすることで、市民主体のまちづくりを確かなものにするようとするものです。



▲登別市総合計画(1996年策定)と第2期基本計画

『第2期基本計画』では どんなことをするの? *

第2期基本計画では、基本構想の全6章を各章ごとの節に分け、細分化して計画を立てています。

第1章 やさしさと 共生するまち(全4節)

第1節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

目標1 子育ての不安と負担の軽減
子育てに対する地域での支援や男女共同による子育ての推進、子育て環境の整備、子育ての経済的負担の軽減に努めます。

1 地域での子育て支援

- ① 子育て支援センターの整備・充実
- ② 地域子育てボランティア育成・活用
- ③ 地域子育てグループ活動への支援
- ④ 子育ての学習・体験機会の充実
- ⑤ 子育て家庭への相談・情報提供の支援：ファミリーサポートセンターや家庭相談員などを配置し、子育てに関する相談・情報提供の支援。



▲登別子育て支援センター

2 男女共同による子育ての推進

- ① 家事、育児への男性参画の推進
- ② 男性の育児・介護休暇の取得啓発
- 3 子育て環境の整備

- ① 保育所、幼稚園における保育・教育の充実や環境の整備
- ② 統合型幼児育成施設の設置：民設民営施設の実現の検討。
- ③ 民間活用による保育所運営の推進
- ④ 乳幼児などの保育の充実
- ⑤ 児童館や放課後児童クラブの充実

4 経済的負担の軽減の支援

- ① 医療費や保育料、教育費などの支援
- ② 児童のいる家庭などへの経済的支援の充実(児童手当や児童扶養手当など)

目標2 児童虐待の防止

親自身のストレスや精神的な問題などを解消し、心の健康を保てるよう支援するとともに、児童虐待の予防や早期発見、早期対応をするため、関係機関との連携を強化し、子どもの健全育成に努めます。

1 児童虐待防止の推進

- ① 児童虐待防止マニュアル作成と実践
- ② 児童虐待防止対策の連携強化

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

目標1 市民の主体的な健康づくり意識の確立
登別市健康増進計画『健康のぼりべつ21』の推進を図るほか、『一次予防』に重点をおいた市民の健康づくりを支援し、健康増進と発病の予防に努めます。

1 健康づくり運動の推進

- ① 健康づくりを目指した生活習慣改善
 - ② 食を通じた健康づくりの推進
 - ③ 健康づくり情報と機会の充実
- 目標2 保健予防活動の充実**
健康診査や訪問指導、予防接種など、生涯各期に対応した適切な保健予防活動を推進します。

- 1 成人や老人保健の充実**
- ① 各種検診の充実と受診率の向上
- ② 健康教育・健康相談体制の充実
- 2 母子保健の充実**
- ① 妊産婦や乳幼児の保健指導の推進
- ② 新生児などへの訪問指導の推進
- ③ 検診体制の整備の充実
- ④ 母子の歯科保健の充実
- 3 予防医療（感染症対策）の充実**
- ① 感染症の知識の普及啓発
- ② 予防接種の接種率の向上

- 目標3 地域医療の充実**
市民の医療ニーズ（需要）に応える医療体制の確保と医療環境の整備充実に努めるとともに、休日・夜間における急病者に対する救急医療体制の確保などに努めます。



▲高規格救急車

- 1 地域医療体制の確保**
- ① 地域医療体制の確保：かかりつけ医の普及や医療機関の機能分担・連携

- の促進。
 - ② 包括的な医療サービスの提供
 - 2 緊急医療体制の整備**
 - ① 救急医療体制の整備
 - ② 救急救命体制の整備：救急救命士の養成や高規格救急車・救急資機材の充実など。
- 第3節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる**

- 目標1 地域で支え合う福祉活動の確立**
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民は一体となって、役割を分かち合いながらお互いを支え合える地域づくりを推進します。

- 1 地域福祉活動への参加促進**
- ① 地域で支え合う意識の醸成と地域福祉教育の充実
- ② 地域福祉を支える人材・団体の育成（ボランティアなどの育成）
- 2 地域福祉の推進**
- ① 地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実
- ② 地域福祉の推進体制の充実：市民や関係団体、事業者、行政などが協働した地域福祉体制の充実。

- 1 長寿社会の基盤づくり**
- ① 高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実
- ② 高齢者の健康づくり活動の支援
- ③ 高齢者の生活基盤の整備
- 2 高齢者福祉の充実**
- ① 介護予防・生活支援サービス機能の充実
- ② ひとり暮らし老人の支援：総合的な相談窓口機能の充実など。
- 3 介護サービスの充実**
- ① 介護保険事業の適切な運営
- ② 介護保険事業者との連携
- ③ 介護サービスを担う人材の資質の向上と連携
- ④ 地域包括支援センターによる介護予防の充実
- ⑤ 質の高い介護サービスの展開
- ⑥ 家族介護者への支援（在宅介護サービスの充実など）



▲地域包括支援センターゆのか（しんた21内）

- 目標3 障がい者福祉の確立**
在宅福祉の支援や医療・相談支援、施設整備の充実、就労支援など、地域社会が一体となった障がい者保健福祉サービスの確立を図ります。
- 1 障がい者（児）への理解**
- ① 心のバリアーをなくす市民意識醸成

- 2 障がい者（児）の自立支援**
- ① 生活支援の充実
- ② 相談支援体制の充実（相談支援センターの設置など）
- ③ ボランティアや福祉団体の育成支援
- ④ 保健・医療・療育体制の整備（障害児地域療育推進協議会の充実など）
- ⑤ 就労支援の充実
- ⑥ 生活環境の整備（公共施設などの整備・改善の推進など）
- 3 障がい者の社会参加の促進**
- ① 障がい者団体の自主的活動支援
- ② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成

- 目標4 自立した暮らしへの支援**
生活基盤の弱い立場にある市民を支援する制度の適切な運用を図るとともに、生活安定と経済的自立の促進の支援などに努めます。

- 1 自立した暮らしへの支援**
 - ① 生活安定対策の推進：経済的な困窮や生活上の問題を抱える市民への相談や支援。
 - ② ひとり親家庭への支援（総合的な相談体制の充実など）
- 第4節 男女共同参画社会の実現**
- 目標1 男女の人権が尊重される社会の実現**
男女平等の条件づくりや女性の人権保護に努めるほか、男女共同参画推進条例制定の検討を進めます。

1 男女平等の条件づくり

- ① 家庭や学校、地域、職場での男女平等意識の啓発
- ② 家庭生活への男性の参画促進

2 女性の人権保護

- ① 配偶者からの暴力に関する相談や支援体制の充実

目標2

男女があらゆる分野に参画することができ、女性の社会参画の促進に努めるほか、女性が安心して働き続けることができる社会の実現を目指します。

1 女性の社会参画の促進

- ① 地域・市民活動への女性参画の促進
- ② 女性の職域拡大と各種審議会などへの登用促進

第2章 自然とともに暮らすまち(全3節)

第1節 環境への負荷の少ないまちをつくる

環境に配慮した暮らしの構築
省資源・省エネルギー型生活の実現
を目指すことができるよう啓発するほか、市民の健康の保護、生活環境や自然環境の適正な保全を図ります。

1 環境保全意識の醸成

- ① 環境教育の推進
- ② 環境保全団体の連携強化
- ③ 環境保全活動の支援
- ④ 環境に配慮した消費行動の推進：グリーン購入や環境ラベルの付いた製品

品の購入が定着するよう普及啓発活動を推進。

2 環境保全活動の推進

- ① 省資源・省エネルギーへの意識啓発
- ② 温室効果ガスの削減の推進
- ③ 自然エネルギーの利用促進：太陽光や風力などの自然エネルギーの利用促進を検討。
- ④ 公害監視体制の強化
- ⑤ 生態系の保全（ペットなどの飼育管理についての意識の啓発など）

目標2 循環型社会の構築

ごみの減量化やリサイクル活動の啓発を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。



▲クリンクルセンター

1 廃棄物の減量

- ① ごみ排出抑制の普及啓発と実践強化

2 廃棄物の有効利用

- ① リサイクルの普及啓発と実践強化

3 一般廃棄物の適正処理

- ① ごみ処理施設の適正な維持管理の推進

4 産業廃棄物の適正処理

- ① 産業廃棄物処理場の適正な管理・指導

5 不法投棄の防止

- ① 不法投棄防止の強化：市民・事業者・行政が一体となり、「クリーンのぼりべつゴミゼロ運動」を展開し、不法投棄防止を強化。

目標3 生活排水の適正な処理

下水道処理施設やし尿処理施設の整備による生活排水などの処理を適正に行い、水質汚濁を防ぎ、環境負荷の軽減に努めます。

1 下水道の普及拡大と処理施設の適正な管理

- ① 下水道事業の促進

2 合併浄化槽の普及

- ① 個別排水処理施設の整備

3 し尿の適正処理

- ① し尿処理施設の整備

第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり

目標1

人と自然が共生する潤いと安らぎのある環境の創出
『登別市みどりの基本計画』の実現と、地域に根ざした環境保全活動や、自然環境学習の輪を広げるため、幅広い視野を持った実践的な指導者の育成や自然に学び、自然とのふれあいを体験する場の整備と公園施設の適正な維持管理に努め、みどりと調和のとれた環境づくりを進めます。

1 自然環境活動の拠点づくりと人づくり

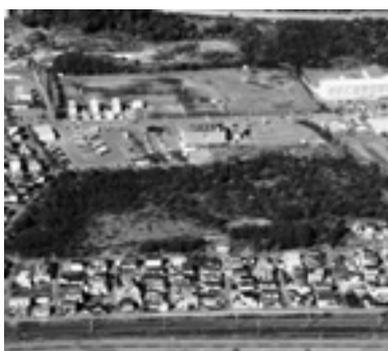
- ① 体験的自然環境学習の場の充実

- ② 自然環境学習指導者の養成

- ③ 自然環境保全団体との連携

2 自然環境の保全と回復

- ① 適切な自然環境保全活動の推進：鳥獣保護区などの法令に基づく地域指定など、野生生物の生育や息域の保全。
- ② 貴重な自然の保全のための地域指定
- ③ 野生生物データベースの構築
- ④ 自然を生かした公園・緑地の整備
- ⑤ 海岸沿いのみどりの保全・回復
- ⑥ 森林の保全



▲キウシト湿原

3 水辺環境の保全・創造

- ① 河畔林の保全
- ② 自然環境と調和した親水空間の復元：既存の樹木などの自然を残しながら、河川親水空間づくりを推進。

4 自然とのふれあいの場の整備

- ① 地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備

5 葬斎場・墓地の整備

- ① 葬斎場の効率的な運営
- ② 墓地の整備

第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり

目標1 総合防災体制の整備

災害から市民の生命・財産を守るため、防災計画の見直しを進めるとともに、防災訓練の実施や災害予想区域図（ハザードマップ）の有効活用を図りながら、災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災資機材の整備に努めるほか、非常用食糧の適正な備蓄などに努めます。河川災害防止対策としては、民有地内を流下している未整備河川の治水機能を向上させるため、用地処理を含めた護岸整備を進めます。

1 総合防災対策の推進

- ① 防災計画の推進
- ② 防災訓練の実施
- ③ 災害予想区域図の活用：災害予想区域図を全戸配布し、自然災害に備えた日ごろの心構えや非常持ち出し品の備え、自宅周辺における危険個所の把握などに活用してもらい、被害を最小限に抑えます。
- ④ 防災思想の普及啓発の強化



▲平成17年度登別市総合防災訓練

2 防災体制の確立

- ① 防災施設や設備の適正管理

- ② 防災センサー機能の整備
- ③ 防災情報体制の拡充（降雨情報などの高性能観測装置や同報系無線システムなど、地域防災システム整備）
- ④ 自主防災組織の設立促進
- ⑤ 地域における防災資機材の整備
- ⑥ 非常用食糧の備蓄

3 治山・治水対策の推進

- ① 治山事業の推進
- ② 治水事業の推進

目標2 消防・救急救助体制の充実

消防庁舎・車両や人員の適正配置を図るほか、火災を未然に防ぐための予防活動の強化や消防団の活性化など、総合的な消防力の強化を図ります。

1 火災予防活動の推進

- ① 防火管理体制の強化
 - ② 防火思想の普及
 - ③ 防火査察の徹底
 - ④ 消防団の活性化
- ### 2 消防力の強化・高度化
- ① 消防施設や機器整備の高度・効率化
 - ② 消防用通信体制の整備
 - ③ 消防水利の拡充（計画的な消火栓や防火水槽の整備）
 - ④ 広域消防体制の整備と消防施設の適正配置（災害対応型車両導入など）

目標3 交通安全の推進

交通安全教育や全市民的な交通安全運動の推進に努めるほか、歩行者が安全で安心して通行のできる歩道の整備と交通安全施設の整備を進めます。

1 交通安全意識の高揚

- ① 交通安全に関する意識啓発の強化
- 2 交通安全施設の整備
- ① 交通安全施設の増設

目標4 安全な消費生活の確保

消費者協会と連携し、消費生活モニターによる価格動向調査や商品試買量目調査などを実施するほか、「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」などの多様化する消費生活相談の充実に努め、市民の消費生活の安全と安定の確保に努めます。

1 消費者対策の充実

- ① 消費者意識の啓発や学習機会の充実
- ② 消費者相談機能の拡充

目標5 犯罪のない安全なまちづくり

関係機関・団体と連携を図り、「社会を明るくする運動」や暴力追放運動、防犯灯の設置、空き家などの適正管理による犯罪誘発防止に努めるほか、外国からの武力攻撃やテロなどの発生による市民の生命や身体、財産を保護するための危機管理など、必要な措置（訓練、警報、避難など）に努めます。

1 防犯対策の推進

- ① 国民保護計画の推進：世界各国でのテロの発生から制定された『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』を受けた登別市国民保護計画（仮称）を策定し、関係機関と連携を図り、市民の安全を確保するための措置（訓練、警報、避難など）。
- ② 地域ぐるみ防犯活動の推進

目標6 心配ごと・困りごとの解消

生活上の心配ごとや困りごと、苦情など多様な相談を必要に応じて各種の専門家から受けることができる無料法律相談などの相談体制の充実に図り、市民の心配ごとや困りごとの解消に努めます。

1 市民相談の充実

- ① 市民相談体制の充実

第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち（全2節）

第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる

目標1 魅力ある観光地づくり

団体から小グループへと変化する旅行形態や、アウトドアスポーツ、観光農業などの体験型が増えている観光行動など、観光客のニーズを的確に把握するほか、ほかの観光地との差別化を意識しながら、豊かな温泉に加え、自然、農業、漁業など地域の潜在資源を活用した観光地づくりを進めていきます。



▲大湯沼川に整備された足湯

1 ときめきと感動のある観光地づくり

- ① 地域の資源を活かした観光施設整備
 - ② 観光客のニーズに即応できる受け入れ体制の充実
 - ③ 温泉資源の活用
- 2 心と体を癒やす観光のまちづくり
- ① 広域連携による濃密な情報発信
 - ② 温かいもてなしの心の醸成

目標2

域内経済循環の基礎となる複合的産業基盤の形成

民間企業主体の『登別市産業クラスター形成協議会』を核として、地域の潜在資源を活用した新たなビジネスモデルの事業化に向けた取り組みを進めるほか、観光産業を軸に、産学官の連携や環境・文化・教育・福祉・医療分野などとの異業種交流・連携を深めるなど、複合的産業基盤の形成を図ります。

1 観光を軸とした産業クラスターの構築

- ① 観光産業と他産業との連携の支援
 - ② 地域ブランドの確立支援：地産地消や泊食分離システム（旅行者の宿泊と食事を別々にしたサービス）の確立に向けた取り組みを支援。
 - ③ 生活産業の創出・育成支援
- 2 多彩な分野の交流・連携による新たな産業の創出
- ① 創業活動の支援
 - ② 異業種間・同業種間、産学官連携の促進

3 企業誘致の推進

① 地域に融合できる企業誘致の促進

目標3 活力ある地場産業の育成

地域の資源や技術を活用した新たな地場産品の創出や新技術の事業化、新サービスの提供などを促し、起業化への意欲の向上などを図ります。

1 新たな事業展開の促進

- ① 経営革新の支援
- ② 新分野進出への支援：地域資源や技術を活用した地場産品の創出や新たな技術の事業化、新たなサービスの提供などの取り組みを支援。
- ③ 販路開拓への支援

2 安定した企業活動を支える良好な経営環境の創出

- ① 経営支援機能の充実
- ② 経営基盤の強化
- ③ 地場利用運動の推進

3 世代を超えた交流ができる商業空間の形成

- ① 地域コミュニティの中心としての役割強化

目標4 雇用と就業環境づくりの推進

ハローワークと連携するなど、きめ細かな雇用情報の提供を行うほか、若年者や女性、高齢者、障がい者の就業を支援し、誰もが生涯を通して働ける環境づくりを進めます。

1 生涯を通して働ける環境づくり

- ① 若年者の就業支援
- ② 女性の就業支援
- ③ 高齢者の就業支援
- ④ 障がい者の就業支援

⑤ 雇用情報の提供

2 安心して働ける環境づくり

① 労働環境の向上と勤労者福祉の充実

3 産業を担う人材育成

- ① 職業能力の向上・開発の支援
- ② 基幹産業を担う人材育成

第2節 自然を活かした産業の育成

目標1 特色ある農業・漁業の推進

農水産物の地産地消に取り組みほか、観光と連携したグリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）、マリンツーリズム（漁村との交流を楽しむ余暇活動）を推進し、農水産業の振興などを図ります。

1 高付加価値農水産業の展開

① 地場農水産物の加工研究開発支援

2 食の安全・安心の促進

- ① 新鮮でクリーンな農水産物供給推進
- ② 地産地消の推進：地場農水産物に関する情報発信や地産食材の消費拡大。

3 ゆとりある酪農・畜産経営の促進

- ① 新規就農者、担い手農業者への支援
- ② 畜産生産基盤の整備
- ③ 家畜排せつ物の適正管理と有効利用

4 都市生活者と他産業従事者との交流促進

- ① グリーンツーリズムの推進
- ② マリンツーリズムの推進

5 時代に即した漁業生産の基盤づくり

- ① 資源管理型・つくり育てる漁業推進
- ② 漁業経営の改善

③ 漁港の整備促進



▲登別漁港

第4章 調和の中でふるさとを演出するまち（全3節）

第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる

目標1 計画的な都市空間づくり

地域・地区、区域・区分の見直しを行い、時代に即した適正な土地利用の誘導や都市施設の適正配置を図ります。

1 機能的で快適な都市空間づくり

- ① 都市計画における地域・地区、区域・区分の見直し
- ② 都市施設の適正配置：道路や公園、上下水道、学校、病院などの生活に密着した都市施設についての利便性や施設の規模・機能など、その適正な配置の検討。

目標2 地域景観の形成

市民の皆さんとともに景観条例や各種指針、基準、マニュアルなどの整備を進めます。

1 地域に根ざした景観形成

- ① 景観づくりに関する市民会議の設置

- ② 景観条例の制定
- ③ 景観形成基本計画に基づく実行計画の策定
- ④ 景観意識の啓発

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる

目標1 快適な住環境づくり

テレビの難視聴地域の解消や質の高い画質、情報の収集ができるデジタル化に向けた中継局の整備をするほか、良質な水の安定供給の確保や、身近な公園の再整備を行います。

1 身近な公園・緑地などの創出と保全

- ① みどりの基本計画に基づく公園再整備の推進
- ② 民間による公園・緑地の管理運営
- ③ 緑化推進条例の制定
- 2 安全な水の安定供給
 - ① 安定給水できる水道システムの整備
 - ② 水質管理体制の充実
 - ③ 水道事業の効率的な施設整備と事業運営



▲幌別浄水場計装盤

3 テレビ難視聴地域対策の推進

- ① テレビ中継局の整備

目標2 良好な居住空間づくり
民間と公共の情報共有し、役割分担を明確に、優良な宅地の供給や良好な住宅建設の適正な誘導に努めます。

1 良好な住宅の確保

- ① 民間賃貸住宅と公営住宅の役割分担による計画的な整備・誘導
- ② 市民のライフステージ（生涯各期）に合わせた賃貸住宅の適正な誘導
- ③ 環境に配慮した省エネ住宅建設促進
- ④ 民間住宅の改善指導
- ⑤ 建築確認検査の充実

2 優良な宅地の供給促進

- ① 民間による良好な宅地供給の誘導
- ② 優良田園住宅制度の活用

3 快適な公営住宅の供給

- ① 公営住宅の計画的な改修整備
- ② 公営住宅の効率的な管理運営

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる

目標1 総合的な交通網の整備

既設道路が十分に機能しているかを調べ、道路網の見直しを行い、障がい者や高齢社会にも配慮し、安全で利便性の高い整備を進めます。

1 道路網の整備と適正な維持管理

- ① 幹線道路網の計画見直し
- ② 地域幹線道路網の整備
- ③ 生活道路の改善・適正な維持管理

2 交通手段の確保

- ① 人に優しい交通手段の確保…市民生

活に必要なバス路線の確保を図るため、関係機関との協議を推進。

第5章 豊かな個性と人間性を育むまち（全4節）

第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる

目標1 市民の主体的な学習の推進

家庭や学校、地域社会、行政機関、民間団体などの連携・融合を図るほか、市民の自主的・主体的な生涯学習活動を促進。

1 生涯学習活動の促進

- ① ライフステージ（生涯学習各期）に対応した多様な学習機会の充実
- ② 主体的な生涯学習活動の充実（各分野の情報提供）
- ③ 生涯学習情報の提供と充実
- 2 生涯学習環境の充実
 - ① 生涯学習の場の確保と充実
 - ② 生涯学習指導者（学習支援者）の育成と確保
 - ③ 図書館機能の充実

第2節 学校・家庭・地域と連携し、心豊かな人間性を育む

目標1 子供たちの生きる力を育む

自ら学び、自ら考えるなど『生きる力』の育成を図るため、基礎・基本の確実な定着を図り、豊かな人間性の育成、健康や体力づくりなど『知・徳・体』の調和のとれた教育を推進します。

1 確かな学力の向上

- ① 基礎・基本の定着
- ② 思考力、判断力、表現力、問題解決能力の育成
- ③ 学び続ける意欲の醸成

2 豊かな人間性の育成

- ① 豊かな心を育む教育の充実
- ② 生徒指導・不登校対策の充実
- ③ 教育相談の充実

3 たくましく生きるための健康や体力づくり

- ① 健康や体力づくりの推進
- ② 食育の推進
- ③ 地域との連携
- ④ 指導者・指導技術の充実

目標2 地域に根ざした魅力ある学校づくり

各学校において創意あふれる教育活動が展開できるよう、地域に根ざした特色ある教育活動を進め、開かれた学校づくりを推進するほか、教育環境の充実に努めます。



▲幌別小学校

1 特色ある教育活動の推進

- ① 時代の変化に伴う教育課題への対応
：新しい教育課題の調査研究や海外
青年招致事業（ALT）の活用など、
国際化・情報化などに対応した教育
活動の推進。
- ② 総合的な学習の時間の充実
- ③ 体験活動の充実
- ④ 情報機器の効果的な活用

2 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校公開や地域交流の推進
- ② 地域と家庭との連携促進
- ③ 地域の教育力の活用：図書館ボラン
ティアやゲストティーチャーなどの
ボランティアの活用促進。
- ④ 学校評議員、学校評価の活用促進

3 教育環境の充実

- ① 児童生徒の安全確保
- ② 安心で衛生的な教育環境の充実：薬
剤師による学校環境検査を定期的
に実施するほか、学校保健委員会を中
心に衛生的な教育環境の整備。
- ③ 特別支援教育体制づくり：校内委員
会の設置やコーディネーターの指名、
個別の支援計画の作成など。
- ④ 教員の資質の向上

目標3

青少年が健やかに地域で育つ
環境づくり

家庭や学校、地域社会、関係機関、
民間団体などと連携し、青少年の非行
の未然防止に努めます。

1 地域との連携による青少年の健全
育成

- ① 青少年の健全育成

④ 非行などの未然防止

第3節 市民の個性ある文化活動
と文化を育む

市民の文化・芸術活動の育成・
支援

文化情報の収集と周知に努めるほか、
優れた芸術文化の鑑賞機会の提供など
に努めます。

1 市民文化活動の活性化

- ① 文化活動の成果を発表する機会充実
- ② 各団体とのネットワーク化、情報提
供
- ③ 多様な鑑賞事業などの実施
- ④ 施設の整備



▲生涯学習フェスティバル

2 文化活動を担う人づくり

- ① 文化活動との出会いの場づくり
- ② 学校、地域、文化団体、企業との連
携
- ③ 子どもたちの文化施設などの利用促
進

④ ボランティア・指導者の育成と人材
リストのデータベース化

目標2 文化の保存・継承

文化財や郷土芸能などの文化遺産の
積極的な保護と活用を図ります。

1 歴史の伝承と活用

- ① 既存施設の有効活用
- ② 埋蔵文化財の保管、展示施設の整備
と学習会の開催
- ③ 民俗芸能に触れる機会の支援
- ④ 温泉の歴史・文化を活用した事業

2 アイヌ文化の振興

- ① 伝統的儀礼などの記録保存・調査研
究
- ② 伝統芸能・工芸に触れる機会の充実
- ③ 市民講座の開催、小・中学校への情
報提供

第4節 スポーツを通じて健康で
活力ある生活を目指す

生涯にわたるスポーツ活動の
推進

すべてのスポーツ愛好者が生涯を通
じて、いつでもどこでも気軽にスポー
ツに親しみながら、体力づくりを推進
し、健康で活力ある生活を目指します。

1 スポーツ・レクリエーション活動
の推進

- ① スポーツ教室などの充実
- ② 多様なイベントなどの実施
- ③ 各団体とのネットワーク化、情報提
供
- ④ 指導者育成（コーディネーター）

目標2 文化の保存・継承

文化財や郷土芸能などの文化遺産の
積極的な保護と活用を図ります。

1 歴史の伝承と活用

- ① 既存施設の有効活用
- ② 埋蔵文化財の保管、展示施設の整備
と学習会の開催
- ③ 民俗芸能に触れる機会の支援
- ④ 温泉の歴史・文化を活用した事業

2 アイヌ文化の振興

- ① 伝統的儀礼などの記録保存・調査研
究
- ② 伝統芸能・工芸に触れる機会の充実
- ③ 市民講座の開催、小・中学校への情
報提供

第4節 スポーツを通じて健康で
活力ある生活を目指す

生涯にわたるスポーツ活動の
推進

すべてのスポーツ愛好者が生涯を通
じて、いつでもどこでも気軽にスポー
ツに親しみながら、体力づくりを推進
し、健康で活力ある生活を目指します。

1 スポーツ・レクリエーション活動
の推進

- ① スポーツ教室などの充実
- ② 多様なイベントなどの実施
- ③ 各団体とのネットワーク化、情報提
供
- ④ 指導者育成（コーディネーター）



▲市民スポーツ・健康フェスティバル

3 競技スポーツの推進

- ① 選手の育成
- ② 指導者の育成・活用
- ③ 交流を通じて豊かな心の育成：姉妹
都市や近隣市町村などとのスポーツ
交流を通じ、競技力向上を図るほか、
仲間・指導者との交流によるコミュ
ニケーション能力の育成。

4 施設整備の推進

- ① 施設の整備
- ② 施設運営方法の検討
- ③ 利用者間の調整
- ④ 施設情報の充実

第6章 担いあうまちづくり
(全2節)

第1節 協働のまちづくりの推進

目標1 協働の仕組みの構築

市は、市民による新たなまちづくりを進めるため、市民・行政・議会のそれぞれの役割や自治の基本原則を規定したまちづくり基本条例を制定し、これからのまちづくりを協議していく市民自治推進委員会を設置することとしました。これからは、市民が主体となったまちづくりを進めるため、この市民自治推進委員会において、市民自治のあり方やパブリックコメント（※）の方法などについて協議し、協働のまちづくりの仕組みを検討します。

※パブリックコメント：行政機関が政策の立案などを行うとする際、その案を公表し、市民や事業者などから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

1 市民参画の場の整備

- ① まちづくり基本条例の推進
- ② 役割分担と協働の調整
- ③ 市民参加の場の提供

目標2 まちづくり活動の推進

各分野において多くの団体がさまざまな形でまちづくりに参画していますが、活動の拠点となる場を提供し、各団体のネットワーク化を図ります。町内会と市との連携を強化し、今後さらに円滑に活動できるように、市職員が地区別担当を定めて、町内会活動を支援します。

1 多彩なまちづくり活動の支援

- ① まちづくりを担う個人または団体の育成・支援
- ② コミュニティ活動の支援：地域活動を積極的に推進するため、地域担当職員により、連合町内会や単位町内会との連携を強化。

目標3 協働のまちづくりを支える情報の公開と共有

情報の提供と市民意見の反映を的確に行うほか、地区懇談会やふれあい懇談会、市長室フリータイムなどを継続するとともに、パブリックコメント制度を確立します。

1 情報提供と広聴広報活動の充実

- ① 情報公開条例・個人情報保護条例の見直し
- ② 行政の情報化推進：業務の効率化を図るため、西胆振の市町村と連携を図り、共同電算処理について検討するほか、他市町村との共同基盤による電子申請システムを運用。
- ③ 広聴広報活動の推進：市の広報などで行政の事務事業の情報を提供。
- ④ パブリックコメント制度の確立：各種計画の策定や条例の制定などの場合において、市民自治推進委員会に協議するほか、市民の意見を反映するため、パブリックコメント制度を確立。
- ⑤ まちづくり活動団体における情報発信と共有：市民活動団体検索システムなどを活用し、まちづくり活動団体の活動状況などを情報発信。

第2節 交流によるまちづくりの推進

目標1 国内における交流の場と機会の拡大

単一自治体としてすべての機能や施設などを持つことは困難であり、効果的な行政運営を図るため、広域行政などを推進します。

1 国内のさまざまな地域と交流の推進

- ① 広域行政の推進（西胆振の市町村や白老町との連携の推進）
- ② 姉妹都市交流の推進
- ③ 札幌圏・首都圏における交流拠点の整備
- ④ 情報発信

目標2 海外との交流の場と機会の拡大

『国際観光都市のほりべつ』として、国際性豊かな人材育成や市民の国際理解を促進します。



▲この訪問から市広州から訪れた中国広州市の職員と交流した自治体（パイ）

1 地域国際化の推進

- ① 国際交流の推進：海外の地方自治体などの職員の受け入れを行うほか、登別デンマーク協会が実施しているデンマークからの研修生受入事業の支援や、中国広州市をはじめとする主要都市との連携の強化。

- ② 外国人が快適に滞在しやすいまちづくり

- ③ 国際性豊かな人材育成（外国人指導助手や外国からの研修生の受け入れ）
- ④ 国際協力・貢献活動の推進
- ⑤ 情報発信

目標3 定住の地を求める人の勧誘と移住支援

『団塊の世代』の大量退職の時期を迎え、移住ニーズに対応する受入体制が求められているため、移住の情報提供や観光を基軸とした移住促進策を進め、首都圏などの大都市との交流を図り、交流人口の増大を図ります。

1 移住の受け入れ体制の充実

- ① 移住相談体制の整備：首都圏などからの問い合わせに対し、移住相談窓口のワンストップサービス体制により、きめ細やかに対応。
- ② 移住の情報提供
- ③ 移住体験ツアーやリピーター受け入れ

今号で紹介した『登別市総合計画・第2期基本計画』は、その一部ですが、全文については市のホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎1階市民コーナーと市民会館、市立図書館、各支所に備え付けていますのでご自由にご覧ください。

問い合わせ **企画グループ**
 ☎ 1122 FAX 1108
 ホームページ <http://www.city.nob.oribetsu.hokkaido.jp>

まちの集中改革

登別市集中改革プラン策定

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国や地方公共団体はかつてなく厳しい財政状況におかれています。

登別市も例外ではなく、高齢化の進展や市民ニーズの高度化・多様化など、変化し続ける社会経済情勢に適切に対応するため取り組んでいかなければならない課題が山積しています。

市は、これまでもさまざまな行政改革に取り組んできましたが、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、さらなる行政改革に取り組むべく『登別市集中改革プラン』を策定しましたのでお知らせします。

『集中改革プラン』って何？

平成17年3月、総務省から『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』が示されました。



▲3月29日(水)、登別市集中改革プランについて、上野市長に答申する登別市行政改革推進委員会の上田委員長(右)

この指針では、地方公共団体の行政改革を集中的に推進するために、

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託などの推進
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ⑤ 第三セクター（12頁※1参照）の見直し
- ⑥ 経費削減などの財政効果

などの6項目を中心に、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを市民に分かりやすく示した計画を策定し、公表することとされています。

この計画を『集中改革プラン』と

呼んでいます。

行政改革基本方針と集中改革プラン

登別市の集中改革プラン（平成17年度～21年度）は、市が取り組むべき行政改革の在り方を示した『登別市行政改革基本方針（平成15年度～19年度）』を再構築し、行政改革基本方針と重複する平成17年度から19年度までの3年間を『集中取り組み期間』と位置づけ、行政改革基本方針に基づく取り組みを推進するものです（12頁表1参照）。

【表1】行政改革基本方針と集中改革プラン

H15・16	H17	H18	H19	H20	H21
	集中改革プランの推進 (H17～H21年度)				
	集中取り組み期間				

登別市行政改革基本方針 (H15～H19年度)					
反映	継 承				

用語説明①

※1 第三セクター

国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立される事業体。主として国や地方公共団体が行うべき事業（公共セクター）に、民間部門（民間セクター）の資金や経営力などを導入して官民共同で行うところから、第三セクターと呼ばれています。

※2 指定管理者制度

これまで、公の施設の管理は、市が直接行う方法、または市が出資している法人や公共の団体に限って管理を委託する方法のいずれかにより行ってきましたが、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体にも管理を委託できるようになりました。

※3 ファシリティマネジメント

企業や自治体などが持つ施設・人員組織などの総合的な管理を効率化する手法です。

※4 市民パートナー制度

豊かな知識や技能などを有する市民などに委託し、市民協働で魅力あるまちづくりを進める制度です。

集中改革プランの全体像

集中改革プランは、これまでの行政改革基本方針で示した『行政改革の基本的な方向』に基づいて取り組みます。

◎行政改革の基本的な方向と集中改革プランでの5年間ににおける事務・事業の再編・整理目標（取り組み件数204件）

1. 市民参画・市民との協働による行政システムの構築（6件）

● まちづくり基本条例の制定
● 市民自治推進委員会の設立など

2. 成果を重視した政策を推進する行政システムの構築（1件）

● 行政評価制度の確立

3. 最少の経費で最大の効果を発揮する行政システムの構築（171件）

● 電子市役所構築の推進など
● 市役所内部の見直し
● 補助金の見直し
● 事務事業の整理合理化
● 保育所の民間委託など各種事業の民間委託の推進

● 指定管理者制度（12件※2参照）の導入

● 公共施設の統廃合

4. 適正な受益と負担の行政システムの構築（8件）

● 公共施設使用料金の見直しなど

5. 市民の期待に応えられる職員育成などによる行政システムの構築（18件）

● 勤務評価制度の推進・充実
● 組織機構の見直し・定員管理の適正化など

集中改革プランではどんなことをするのか？

①事務・事業の再編・整理、廃止・統合

厳しい財政状況のもと、行政が果たすべき役割を踏まえ、市民参加による行政評価を通して、行政が関わる必要性や効果などを検証し、市民の皆さんに選択と応分の負担をいただくながら公共サービスを提供する『分権型事務事業執行のシステム』づくりを目指して事業の再編・整理などに取り組みます。

②民間委託などの推進

民間と行政の役割分担を明確にし、民間を主体とできるものについては積極的に民間に委ね、市民の皆さんとの協働による事業推進に努めます。

また、公共施設の管理は、ファシリテイマネジメント（12件※3参照）の考え方を導入するとともに、施設管理の専門知識・技術などを要する

分野や、変則的な勤務を要する分野などについて、その経済性や市民サービスといった面でのメリットなどを検証し、適切な民間活用を努めます（13件※2参照）。

このほか、指定管理者制度や市民パートナー制度（12件※4参照）、PPP（13件※5参照）、PFI（13件※6参照）など、多様な形態の民間活用を進めます。

【表2】公共施設についての取り組み目標
◎平成17年度から21年度までの5年間の取り組み目標

施設の種類	施設数	取り組み件数（予定施設）			
		指定管理者制度導入施設	廃止	民営化	その他
①レクリエーション・スポーツ施設	50	13	1	0	0
②社会福祉施設	51	40	2	0	0
③児童福祉施設	18	0	3	1	0
④基盤施設	109	7	0	0	0
⑤文化教育施設	39	14	1	0	0
計	267	74	7	1	0

③市職員の定員管理の適正化

市職員数は、地方分権時代の基礎となる自治体としての果たすべき役割や機能を踏まえ、民間と行政の適切な役割分担のもと、平成17年4月1日現在の513人から平成22年4月1

※5 PPP（プライベート・パブリック・パートナーシップ）
行政が提供している公共サービスを民間に開放すること。コストの低減や質の向上、サービス提供形態の革新を実現しようとする取り組みです。

※6 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）
公共施設などの建設や維持管理、運営などを民間の資金・経営能力や技術的能力を活用して行う新しい手法です。

日までに46人を削減し、467人を目指します（13件※3参照）。

【表3】年度別職員数の推計

(単位：人)

	H17	H18	H19
職員数	513	503	495
対前年度比		△10	△8

	H20	H21	H22
職員数	486	471	467
対前年度比		△15	△4

※各年度4月1日現在

また、その手法については、次の視点に立って進めます（14件※4参照）。

◎定員管理の適正化の手法

●事務・事業の再編・整理、廃止・統合の推進

●組織・機構の合理化の推進

効率的で合理的に事務・事業を行うことができる柔軟な組織体制を確保するため、行政経営の視点を導入するとともに、グループ制（14ページ参照）を活用しながらスリムで分かりやすい組織・機構の編成に努めます。

●職員の適正配置

少数精鋭による組織編成のもと、効果的・効率的に個々の能力の活用を目指し、『登別市人材育成基本方針』に基づく人材育成と適正配置に努めます。また、総合計画実施計画に基づく事業計画における事務・事業期間や、国・北海道から市への事務・権限委譲の進展などを考慮しながら、柔軟な人員配置計画の策定に努めます。

●民間委託などの推進（指定管理者制度の活用を含む）

●多様な雇用形態の導入

今後、見込まれる団塊の世代などの大量退職により、市組織の人材バランスのひずみが懸念され、業務についての知識や経験の継承が問題となっています。また、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、民間企業などの経験を有する人材の活用が求められています。さまざまな

能力や経験などを有する人材の確保と職員の年齢構成のひずみの解消を目的に、多様な雇用形態の導入を進めます。

④給与の適正化

給与の適正化の取り組みは、これまでも行政改革基本方針に基づき、特殊勤務手当や被服貸与などの見直しを行ってきたほか、給与や退職手当の削減などを実施し、人件費の抑制を図ってきました。

今後の職員の給与制度は、健全な行政運営を図るため、引き続き人件費の抑制に努めるとともに、市民の皆さんの理解と支持が得られるような給与制度の適正化に向け、国などの給与制度改革の動向を見ながら、新たな給与制度の構築に努めます。また、職員の意欲向上や人材育成を図るため、職務内容やその責任、職務を遂行する上で発揮した能力が適切に評価される給与体系の導入に努めます（14ページ参照）。

⑤第三セクターの見直し

市には、『公有地の拡大に関する法律』に基づき、公共事業用地の先行取得を目的として設立した『登別市土地開発公社』と、公共施設の管理のアウトソーシング（14ページ参照）先として独自に設立した『登別市文化・スポーツ振興財団』の2つの第三セクターがあります。

第三セクターを取り巻く状況は、バブル経済崩壊後に経営が深刻化する

るとともに、指定管理者制度の導入に伴い、当初の設立意義が希薄化するなど、その運営の在り方が問われています。

このため、平成15年に総務省が示した『第三セクターに関する指針の改定について』に基づき、第三セクターの必要性や市の関与の妥当性、運営体制、情報公開、監査体制、点検評価などの多角的な視点から総合的・抜本的に検討します。

⑥経費削減などの財政効果

15ページ表5をご覧ください。

【表4】平成17年度から21年度までの給与適正化の取り組み（継続）目標

内 容	目 標 年 度				
	H17	H18	H19	H20	H21
職員の給料の削減 (継続H16.10.1～H19.9.30)	○	→			
職員の期末・勤勉手当の削減 (継続H16.12～H19.6)	○	→			
職員の退職手当の削減 (継続H16.10.1～当分の間)	○	→	→	→	→
職員の管理職手当の減額 (継続H15.4.1～当分の間)	○	→	→	→	→
寒冷地手当の制度改正 (H17.4.1～)	○	→	→	→	→
特殊勤務手当の見直し (継続H16.4～)	○	→	→	→	→
嘱託員の基本手当・勤勉手当の削減 (H17.4.1～H20.3.31)	○	→	→		
特別職の給料の削減 (継続H16.4～H19.9)	○	→	→		
特別職の期末手当の削減(職員の管理職手当の減額に伴う措置 継続H15.4.1～当分の間)	○	→	→	→	→
特別職の期末手当の削減 (継続H16.4～H19.9)	○	→	→		
特別職の退職手当の削減 (継続H16.4.1～H19.9.30)	○	→	→		
特別職の退職手当(算定率)の削減 (継続H15.12.1～当分の間)	○	→	→	→	→
収入役の廃止	○	→	→	→	→
昇給制度の見直し・給与構造改革			○	→	→

用語説明②

※7 グループ制

課や係を廃止し、グループとして再編。事務量や事業の優先度に応じて、柔軟かつ機動的に職員や事務の割り振りを行う手法です。

※8 アウトソーシング

業務の一部を外部に委託し、経費の削減を図る経営合理化の手法です。

【表5】経費削減などの財政効果

【歳入確保策】

(単位：万円)

項目	主な内容	開始時期	効果額（見込み）					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
税の徴収対策	収納体制の見直しなど	H17～	2,131	2,928	3,491	4,053	4,616	17,219
使用料・手数料などの見直し	公共施設などの使用料金の見直しなど	H18～	12	445	445	445	445	1,792
	広報紙広告掲載収入	H18～	—	98	98	98	98	392
未利用財産の売り払い	市有地売り払い収入	H17～	5,200	8,097	未定	未定	未定	13,297
その他	市職員駐車場の有料化	H17～	54	54	54	54	54	270
歳入確保策計			7,397	11,622	4,088	4,650	5,213	32,970

【歳出削減策】

(単位：万円)

項目	主な内容	開始時期	効果額（見込み）							
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計		
人件費削減	職員数の削減	46人削減（H18→H22）	H17～	13,937	21,680	27,874	34,843	48,780	147,114	
	嘱託員の削減	業務の見直しによる削減	H17～	2,021	3,593	3,593	3,593	3,593	16,393	
	職員	給与	給与の削減（H16年10月から3.5%（管理職4.5%）、H17年12月から3.2%（管理職4.2%））	H16～継続	11,746	10,757	5,315	—	—	27,818
			期末・勤勉手当の削減（H16年12月から5%、H17年12月から4.7%）	H16～継続	4,285	3,996	1,885	—	—	10,166
			退職手当の削減（H16年10月から5%、H17年12月から4.7%）	H16～継続	1,800	1,741	2,801	3,581	2,307	12,230
			管理職手当の減額	H15～継続	475	484	484	484	484	2,411
			寒冷地手当の制度改正	H17～	2,228	2,837	3,446	4,055	4,664	17,230
			特殊勤務手当の見直し	H16～継続	775	775	775	775	775	3,875
	特別職	手当	基本手当・勤勉手当の削減	H17～	546	465	465	—	—	1,476
			給与	H16～継続	267	214	107	—	—	588
			寒冷地手当の制度改正	H17～	22	24	26	28	30	130
	特別職	手当	期末手当削減の継続（職員の管理職手当削減分）	H15～継続	64	53	53	53	53	276
			期末手当削減の継続（給料削減影響分）	H16～継続	107	125	42	—	—	274
			退職手当の削減	H16～継続	114	—	—	225	—	339
			廃止	H17～	1,232	1,232	1,232	1,232	1,232	6,160
小計			39,619	47,976	48,098	48,869	61,918	246,480		
組織の統廃合（公共施設）	保育所の統廃合（3保育所）	H17～	2,974	2,974	2,974	2,974	2,974	14,870		
	登別小学校・登別温泉小学校の校区一体化	H19～	—	—	1,972	1,972	1,972	5,916		
	富浦生活館の廃止	H18～	—	23	23	23	23	92		
	東札内集会所の廃止	H18～	—	12	12	12	12	48		
	市営水泳プールの廃止	H18～	—	344	344	344	344	1,376		
民間委託による事務事業費削減	保育所の民間委託	H17～	2,974	2,974	2,974	2,974	2,974	14,870		
	水道検針・徴収業務の民間委託	H17～	1,597	1,597	1,597	1,597	1,597	7,985		
	市バス・移動図書館こぐま号運転業務の民間委託	H18～	—	1,172	1,172	1,172	1,172	4,688		
	ホストコンピュータ操作などの民間委託	H17～	1,156	457	457	457	457	2,984		
	指定管理者制度の導入	H18～	—	1,569	1,800	1,975	2,021	7,365		
補助金などの整理合理化	市民検討委員会による見直し	H17	904	3,744	3,744	3,744	3,744	15,880		
内部管理経費の見直し	電子市役所構築の推進など	H17～	△ 172	—	—	—	—	△ 172		
その他事務事業の整理合理化	名譽市民年金・功労者甲慰金の廃止ほか22件	H17～	3,576	1,985	1,956	1,934	1,958	11,409		
	放課後児童クラブの充実	H17～	△ 1,075	△ 1,075	△ 1,075	△ 1,075	△ 1,075	△ 5,375		
	延長保育の充実や一時保育などの実施	H17～	△ 278	△ 278	△ 278	△ 278	△ 278	△ 1,390		
	未満児保育などの拡大	H17～	△ 1,771	△ 1,771	△ 1,771	△ 1,771	△ 1,771	△ 8,855		
小計			9,885	13,727	15,901	16,054	16,124	71,691		
歳出削減策計			49,504	61,703	63,999	64,923	78,042	318,171		

登別市集中改革プランについてのご意見・お問い合わせは

人事・行政管理グループ

☎051132 ☎051108

ホームページ：<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp>

Eメール：gyoukan@city.noboribetsu.hokkaido.jp

今回紹介した「登別市集中改革プラン」の内容は、市のホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎市民コーナーや各支所、市民会館に備え付けていますのでご覧ください。



▲登別市行政改革推進委員会

集中改革プランの進行管理

集中改革プランは、市職員で構成する「登別市行政改革推進本部」や市民などで構成する「登別市行政改革推進委員会」で進行管理を行います。

市民手作りの計画が完成

～市民大集会『きずな報告^{アンド}&シンポジウム』～

3月25日(土)、市民会館で『市民大集会「きずな報告&シンポジウム」』（登別市社会福祉協議会主催）が行われました。

この集会は、本格的な少子高齢化時代を迎え、高齢者福祉の充実など、市民主体の福祉のまちづくりを目指し、延べ1万5,000人の市民の参画を得て策定された『地域福祉実践計画』（愛称：きずな）への理解を深めてもらおうと開催されたもので、約450人の市民が参加しました。

同計画は、平成18年度から22年度までの5カ年を期間とし、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目標に、地域活動を支える人材やボランティアを育成する『まちびとプラン』『きずな共育（福祉教育）』の推進など、131の事業が盛り込まれています。

集会は、若草小学校4年生の皆さんが『絆』『未来の地図』の2曲を合唱した後、福祉のまちづくり推進会副委員長の石本繁雄さんが、『きずな』完成までの経過を報告しました。

続いて、コーディネーターに大内高雄さん（北星学園大学教授）、シンポジストに上野市長、山田正幸さん（登別市連合町内会長）、高山重信さん（登別肢体不自由児者父母の会会長）、星川光子さん（NPO法人いぶりたすけ愛理事長）の4人によるシンポジウムが開かれ、さまざまな感想や意見、要望などが出されていました。



▲若草小学校4年生による合唱

災害から生命・財産を守るために ～災害予想区域図（ハザードマップ）原案提出～

3月27日(月)、市役所で、災害予想区域図の原案が、室蘭工業大学教授の岸徳光さんから上野市長に手渡されました。

災害予想区域図は、大雨洪水や土砂、津波、火山噴火などの各災害における危険区域図や避難場所、非常持ち出し品、非常時の心構えなどを掲載したもので、市が室蘭テクノセンターに委託し、同センターと室蘭工業大学の共同研究事業として、昨年から作成を進めてきました。

岸さんは、「災害予想区域図ができたことで、安心してはだめ。災害はいつ起こるかわかりません。避難の際には行政の指示を待つのではなく、自分たちで避難するように市民に周知することが大切です」と述べていました。

なお、災害予想区域図は、本年度中に市民の皆さんのご家庭に配布する予定です。



消費生活の安定を目指して ～平成18年度登別市消費生活モニター委嘱状交付式～

4月5日(木)、市役所で『平成18年度登別市消費生活モニター委嘱状交付式』が行われました。

消費生活モニターは、消費生活の安定を図るため、市内の28店舗を対象に、皆さんの生活に欠かせない食料や灯油、トイレトーパー、クリーニングなどの商品・サービスの35品目の料金、野菜や鮮魚類の生産地表示の有無などを毎月調査します。

この日は、山崎市民生活部長のあいさつの後、モニター7人のうち出席した4人に委嘱状が手渡されました。

市は、モニターの皆さんの調査結果を消費生活に役立ててもらうため、市役所や各支所に備えて、市民の皆さんにお知らせすることにしています。



受賞の喜びを市長に報告

～^{はやて}颯太鼓「第8回日本太鼓ジュニアコンクール」受賞報告～

4月3日(月)、『第8回日本太鼓ジュニアコンクール』(日本太鼓連盟主催)に初出場し、特別賞に輝いた颯太鼓のメンバーが市役所を訪れ、上野市長に受賞を報告しました。

このコンクールは、子どもたちの健全育成や日本太鼓の後継者育成を図ることを目的に、毎年開催されています。

今年のコンクールは、3月19日(日)に長野県松本市で行われ、全国各地から予選で選ばれた41チームと海外から1チームの計42チームが出場。颯太鼓からは、幼稚園児から高校1年生までのメンバー18人のうち、小学3年生から高校1年生までの14人が参加しました。

颯太鼓は、道南代表として、課題曲『^{はばたき}飛翔』と自由曲『颯』を披露。メンバーは、緊張しながらも、元気いっぱい演奏し、会場を埋めた観客から大きな拍手が送られていました。

コンクールの結果は、特別賞の長野県教育委員会賞を受賞。道内から出場した4チームでは唯一の受賞で、メンバーは、コンクールの様子や今後の目標を交えながら、喜びを上野市長に報告していました。



▲受賞の喜びを市長に報告する颯太鼓の皆さん

交通事故に気をつけて



～新入学児童に対する交通安全啓発運動～

4月7日(金)、登別小学校で『新入学児童に対する交通安全啓発運動』が行われました。

この運動は、新1年生が交通事故に遭わないよう交通安全の啓発をすることを目的に、小学校の入学式に合わせて毎年開催されています。

今年の会場となった登別小学校の玄関前では、市や室蘭警察署、登別市交通安全協会などから約70人が啓発運動に参加。9時30分ころから、真新しいランドセルを背負った新1年生42人が保護者と一緒に登校すると、参加者は交通安全の呼びかけや記念の学用品・パンフレットが入った封筒を手渡し、受け取った新1年生は思わぬプレゼントに笑顔を見せていました。

市内の各小学校の新1年生は、少子化の影響により年々減少。本年度は合わせて415人で、昨年度より23人減っています。

期待を胸に399人が入学

4月13日(木)、日本工学院北海道専門学校で入学式が行われました。

今年で25回目となる入学式には、道内外から新入生399人が期待を胸を膨らませ、式に臨みました。

式では、中川校長が「焦らず努力し、専門分野の基礎力と充実した人生を送るための基礎力を身に付けてください」とあいさつ。新入生を代表して、行政学科の石井温子さん(室蘭栄高校卒業)が「わたしたちは、これからの2年間を、それぞれの目標を達成するために、また、将来への足がかりをつくるために、一生懸命勉強に励みます」と力強く決意を述べました。

～日本工学院北海道専門学校入学式～



子育て伝言板

初めての集団生活

登別保育所長 川村孝子

新しいことがたくさん始まる春、初めて集団生活を経験するお子さんはもちろん、保護者の方も、「友だちとうまくやっていけるだろうか。集団生活になじめるだろうか」などと、毎日をドキドキ過ごされているのではないのでしょうか。

初めて集団生活をするお子さんは、今までと違う環境に戸惑い、たくさんのお友だちに驚きながら「保育所や幼稚園は好きだけど、お母さんが一緒にいないから嫌なの」という表情を見せながら泣いて表現したり、不安や戸惑いを、ふざけたり、熱を出すなど全身で表現します。

子どもは、知らない場所や人とかかわりで、戸惑いや不安を表現するのは自然な姿です。保護者の方は「大丈夫」とゆつたりと接してください。子どもだけや子どもと保護者だけでは子どもは健やかに成長しません。

子どもは、自分や保護者以外の社会の刺激を受けながら成長していきますので、施設との信頼関係



を築くことが大切です。

保護者の方は、お子さんのことで心配なことや不安なことがあれば、どんな小さなことでも聞いてください。施設の職員も保護者と話しながら、お子さんのことをより深く理解し、信頼関係を築きたいと思っています。

また、集団生活が始まり、友だちとの関係が深まってくると、「僕が使いたい。僕も使いたい。わたしが使っていた」とそれぞれ強い思いがぶつかり、トラブルになることもあります。

このようなトラブルは、大人の価値観では分からない子ども独自の世界で、子ども同士が納得し合っ解決されることもあります。大人には理解しづらい子どもの世界に少し距離を置きながら、初めての集団生活を見守りましょう。

▼問い合わせ 子育てグループ

(☎ 555634)

人が輝き まちがときめく

仲間たち

Group

登別サッカースポーツ少年団



「登別サッカースポーツ少年団」は、昭和58年、たくさんのお子どもたちにサッカーを楽しんでもらおうと結成されました。

現在、団員は小学1年生から5年生までの17人。週に3・4回、16時から監督とコーチの指導のもと、登別小学校のグラウンドや体育館で練習に汗を流しています。

「このチームは、みんな本当に仲が良く、サッカーが好きなんです。練習が中止になるとがっかりするんですよ。やっとグラウンドが使える時季になりましたのでみんな楽しみにしています」と話すのは監督の原敬一さん。

「今は6年生がいないので、5年生がチームを引っ張っています。が、しっかりと下級生の面倒も見ています。試合に勝ったり負けたりして、喜んだり、悔しがったり

サッカーを楽しみながら
体力を向上させ、精神的
にも強くなります



しますが、サッカーを通して、体力を向上させ、精神的にも強くなつてほしいですね。そして、中学生や高校生、社会人になってもサッカーを続けてほしいです」と原さんは話してくれました。

小学1年生から活動しているキヤプテンの富樫良太君（登別小学校5年生）は、「兄がサッカーをやっていたので、僕も始めました。サッカーが好きなので、練習や試合でつらいと思ったことはありませんが、負けたときは悔しいけど試合に勝ったときはうれしいです」と楽しそうに話してくれました。

サッカー以外の活動では、みんなでキャンプに行くなどして交流を深めているそうです。

入団を希望される方は、事務局・前澤さん（☎ 2432）までどうぞ。

くろーずあっぷ

- 19 ご存じですか軽自動車税の減免制度
- 21 放置自転車を撤去します
- 22 ご存じですか国民年金学生納付特例制度
- 22 個人市・道民税の課税制度が変わりました
- 23 ご利用ください。市民プールバスパック
- 24 子育て支援センターからのお知らせ
- 25 4月1日から児童手当制度が拡充されました
- 26 狂犬病予防注射を行います
- 27 クリニクルセンターからのお知らせ
- 30 登別市嘱託員を募集します
- 31 市営住宅の入居者を募集します
- 32 ふおれすと鉱山からのお知らせ
- 34 下水道を利用できる区域が広がりました
- 40 スタートします。産後子育てママ派遣事業

毎月のお知らせ

- 20 健康相談・診査
- 21 6月の予防接種
- 21 5月の歯科救急医療
- 27 6月の粗大ごみ収集
- 29 無料法律相談
- 35 今月の新着図書
- 35 不用品ダイヤル市

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

高齢者のための水中運動教室に参加しませんか

初心者向けの楽しい水中運動教室を開催します。

水中運動は、ひざや腰に負担をかけず、簡単な動きで効果的に運動することができます。この機会にぜひ水中運動を始めませんか。

- ▼日時 5月22日(月) 10時30分～12時
- ▼場所 市民プール
- ▼対象 市内に居住する65歳以上の方で軽い運動のできる方
- ▼定員 25人(申込順)
- ▼参加料 300円(入館料)
- ▼持ち物 水着、水泳用帽子
- ▼申し込み 5月8日(月)から12日

高齢者向けの『体力測定』&『軽体操教室』を開催します

高齢者の体力測定と筋力向上・脳活性化を目的に体操教室を開催します。自分の体力が気になる方、楽しみながら行いますのでお気軽にご参加ください。

- ▼日時 5月24日(水) 10時～12時
- ▼場所 婦人センター
- ▼対象 市内に居住する65歳以上の方で軽い運動のできる方
- ▼定員 30人(申込順)
- ▼参加料 無料
- ▼持ち物 動きやすい服装と靴、飲み物(脱水予防のため)
- ▼申し込み 『申し込み』
- ▼問い合わせ 『問い合わせ』

(金までに電話で高齢・介護・障害福祉G (☎855720))

5月5日～11日は子育て啓発週間です

外の気温も高くなり、子どもたちが元気に走り回れる季節となりました。自転車や散歩など家族みんなで散策したり、公園などで体を動かしたりして、親子で外へ出て遊びませんか。

◎子育て啓発週間中の事業

- 登子連とこぞこいのぼりマラソン大会 (5月5日(金))
- 移動子育て支援センター (5月10日(水))
- ▼問い合わせ 子育てG

▼申し込み 5月8日(月)から12日(金)までに電話で高齢・介護・障害福祉G (☎855720)

忘れずに納めましょう ～納期限は5月31日(水)です～

軽自動車税、固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は5月31日(水)です。納入通知書は、5月10日(水)に各家庭に郵送する予定です。納入には、便利な口座振替制度もありますので、ご利用ください。
▶問い合わせ 税務G (☎851155)

ご存じですか 軽自動車税の減免制度

身体などに障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。



- ▼問い合わせ 税務G (☎851155)

かると

すこやかマタニティ教室に参加しませんか

もく浴やおむつ交換などの実習をはじめ、妊婦体操の体験や先輩ママの体験談などを聞くことができます。ほか、妊娠中の食事についてのお話もあります。

お父さんになる方やご家族もぜひご参加ください。

開催日・時間・内容

開催日	時間	内容
1日目 6月11日(日)	10時～12時30分	もく浴やおむつ交換などの実習、パパの妊婦体験など
2日目 6月16日(金)	13時30分～15時30分	妊婦体操、授乳体験、先輩ママとの交流など
3日目 6月23日(金)	13時30分～15時30分	妊娠期の食生活のお話など

場所

しんた21

対象 1日目：妊婦の方（ご家族も参加できます）、2・3日目：1日目に参加した妊婦の方

定員

20組（申込順）

申し込み 5月15日(月)から6月8日(木)までに電話で健康推進G

(しんた21内 ☎ 0100)

むし歯予防教室に参加しませんか

丈夫な歯をつくるために、親子

で楽しく学びませんか。

日時 5月23日(火) 10時～12時

場所 しんた21

対象 1歳から1歳6カ月までのお子さんとその保護者

内容 歯のお話と歯科検診(講師：飯淵良幸さん・飯淵歯科医院)、交流会

定員 20組(申込順)

持ち物 お子さんの歯ブラシ、母子健康手帳

申し込み 5月1日(月)から19日(金)までに電話で健康推進G(しんた21内 ☎ 0100)

敬老行事補助金の対象年齢を引き上げました

敬老行事補助金は、これまで70歳以上の方を対象に、敬老行事を行った町内会等に補助していましたが、今年度から対象年齢を70歳から75歳に、段階的に引き上げました。

引き上げ年度	対象年齢
平成18・19年度	71歳以上
平成20・21年度	72歳以上
平成22・23年度	73歳以上
平成24・25年度	74歳以上
平成26年度以降	75歳以上

※個人に直接、補助はしていません。

問い合わせ

社会福祉G
(☎ 1911)

健康相談・診査



◎8カ月児健康相談

クラス	対象	受付時間
ひよこ	平成17年10月生まれで第2子目以降のお子さん	10:15～10:30
もぐもぐ	平成17年10月生まれで第1子目のお子さん	12:45～13:00

日時 6月28日(水)(時間は、対象となる家庭に通知します)

場所 しんた21

内容 身体計測、栄養相談、育児相談、遊びの紹介

持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎乳幼児健康相談

日時 6月28日(水)

受付時間 10時～10時15分

場所 しんた21

対象 育児相談を希望する方
内容 発育・発達・育児などの相談、栄養相談

申し込み 事前に電話でお申し込みください

申し込み 問い合わせ

健康推進グループ
(しんた21内 ☎ 0100)

◎4カ月児健康診査

日時 6月22日(木)(時間は、対象となる家庭に通知します)

場所 しんた21

対象 平成18年1月16日～平成18年2月15日生まれのお子さん

内容 診察、身体計測、栄養相談、育児相談

持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

◎1歳6カ月児健康診査

日時 6月7日(水)(時間は、対象となる家庭に通知します)

場所 しんた21

対象 平成16年11月生まれのお子さん

内容 診察、歯科検診、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談、フッ素塗布(希望者800円)

持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ

◎3歳児健康診査

日時 6月1日(木)(時間は、対象となる家庭に通知します)

場所 しんた21

対象 平成15年5月生まれのお子さん

内容 診察、歯科検診、尿検査、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談

持ち物 母子健康手帳

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

情報あら

放置自転車を 撤去します



市が設置しているJ R幌別・登別駅前駐輪場に長期間放置されている自転車があります。

これは、駐輪場を利用されている皆さんの妨げになるほか、駅前の美観を損なう原因になっていきますので、5月1日(月)から次の方法で撤去します。

▼方法

① 放置自転車と思われる自転車に『調査カード』を1カ月間取り付けます。

② 1カ月を過ぎても『調査カード』がついたままになっている自転車は拾得物として警察に届け出します。

▼問い合わせ 土木公園G

(☎ 4115)

鷲別地域の一部のテレビチャンネルが変更になります

地上デジタルテレビ放送用のチャンネル確保のため、6月下旬からテレビやビデオなどの受信チャ

ンネルが変更になります。

家庭用テレビやビデオなどの設定変更の作業は、総務省から委託を受けた『北海道地域受信対策センター』が行います。作業の詳細については、『北海道地域受信対策センター』から該当になる皆さんにお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎鷲別テレビ中継局の変更チャンネル

放送事業者名	現在のチャンネル	変更後のチャンネル
テレビ北海道(TVH)	16	14
札幌テレビ放送(STV)	20	62
北海道テレビ放送(HTB)	24	48
北海道文化放送(UHB)	26	52
NHK総合	32	56
NHK教育	34	54

※現在、16・20・24・26・32・34チャンネルでテレビをご覧になっている場合は、チャンネルを変更する必要はありません。

※昨年、チャンネル変更をした『室蘭知利別テレビ中継局』をご覧のご家庭のテレビなどはチャンネルを変更する必要はありません。

▼問い合わせ

北海道地域受信対策センター (☎ 0120-567-621・平日9時~21時、土・日曜日と祝日9時~18時)

5月の歯科救急医療

▶日時・診療所名・住所・電話番号

日時	診療所名	住所・電話番号
5月3日(水) 9時~11時	岡田歯科医院	室蘭市中島町2丁目31-6 ☎446677
5月4日(木) 9時~11時	飯淵歯科医院	登別市登別東町3丁目2-2 ☎891188
5月5日(金) 9時~11時	奥村歯科医院	室蘭市母恋北町2丁目4-12 ☎22366
5月7日(日) 9時~11時	谷口歯科	室蘭市本町2丁目6-8 ☎20680
	ながかわ歯科医院	登別市中央町5丁目22-1 ☎897651
5月14日(日) 9時~11時	多田歯科医院	室蘭市中央町3丁目4-13 ☎221184
	エルム歯科	伊達市末永町58-61 ☎0142-5188
5月21日(日) 9時~11時	高砂歯科医院	室蘭市高砂町5丁目31-12 ☎458622
5月28日(日) 9時~11時	林歯科医院	室蘭市高砂町1丁目51-18 ☎462224
問い合わせ	室蘭歯科医師会 (☎433522)	

6月の集団予防接種

【接種上の注意】

- 通院中の方は接種してよいかを主治医と相談してください
 - 必ず母子健康手帳を持参してください
- ※ 予防接種は無料で受けられます。
※ 年間日程表は、接種場所やしんた21で配布しています。

接種内容	場所	日時	対象	接種方法
ポリオ	しんた21	6月14日(水) 12:45~13:15	3カ月以上7歳6カ月未満児で10~12月生まれのお子さん	6週間以上の間を おいて2回投与
	鷲別公民館	6月30日(金) 12:45~13:15		
BCG	しんた21	6月8日(木) 12:45~13:15	出生直後から6カ月未満のお子さん	1回接種
	鷲別公民館	6月23日(金) 12:45~13:15		

4月から、ポリオの接種は待ち時間を解消するため、生まれ月で分けて実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、当日の体調などにより都合が悪いときは、ご連絡ください。

問い合わせ

健康推進グループ
(しんた21内 ☎ 0100)

かると

ご存じですか 国民年金学生納付特例制度

国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金保険の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、大学や大学院、短大などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年の所得額が118万円以下であれば申請により在学中の保険料納付を猶予する『学生納付特例制度』があります。

国民年金の保険料が未納となっていると、万が一、事故や病気で重い障がいが残った場合、障害基礎年金が支給されない場合がありますが、学生納付特例が承認された期間は障害基礎年金の受給資格要件に含まれます。学生で保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例の申請をしてください。

学生納付特例期間は、最後の年金を受け取るための期間には含まれますが、年金額には反映されませんので、将来年金額を減らさないよう10年以内に後から納めること（追納）をお勧めします。

なお、申請は、年金手帳・学生証・印鑑を持参し、国保・年金グループ、または各支所で手続きしてください。

▼問い合わせ 国保・年金G

(☎ 1771)

個人市・道民税の課税制度が変わりました

問い合わせ
税務グループ (☎ 1155)

地方税法の改正により、平成18年度の市・道民税の課税制度が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

◎すべての納税義務者を対象とするもの

1. 定率減税の縮減

定率減税（※）が、引き下げられました。

年 度	率	控除限度額
平成17年度まで	15%	4万円
平成18年度	7.5%	2万円

※定率減税…平成11年度の税制改正で、当時の著しく停滞した経済状況を回復させる観点から、特例措置として導入されたものです。

2. 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止

夫婦とも同じ市内に居住し、市・道民税の均等割を課税されている夫と生計を同一にしている妻の均等割は、平成17年度に限り2分の1の税額に軽減されていましたが、平成18年度から標準税率の税額（4,000円）が全額課税されることになりました。

年 度	市民税	道民税	合 計
平成16年度まで	非 課 税		
平成17年度	1,500円	500円	2,000円
平成18年度以降	3,000円	1,000円	4,000円

◎65歳以上の方を対象とするもの

1. 老年者控除の廃止

課税年の1月1日現在に65歳以上で、前年の合計所得金額が1千万円以下の方に適用されていた老年者控除（控除額48万円）が廃止されました。

2. 非課税要件の廃止

課税年の1月1日現在に65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、市・道民税は非課税でしたが、平成18年度からこの非課税要件が廃止されました。

ただし、平成17年1月1日現在に65歳以上で、前年（平成17年分）の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置は、平成18年度から段階的に廃止され、右の表の税額が課税されます。

年 度	税 額
平成18年度	所得割と均等割の税額の3分の1
平成19年度	所得割と均等割の税額の3分の2
平成20年度以降	所得割と均等割の全額

3. 公的年金等に係る雑所得の計算方法の変更

65歳以上の方（昭和16年1月1日以前に生まれた方）の公的年金等に係る雑所得の計算方法が、右の表のとおり変更されました。

改 正 前		改 正 後	
公的年金等の収入金額	雑所得の計算方法	公的年金等の収入金額	雑所得の計算方法
140万円まで	収入金額 - 140万円	120万円まで	収入金額 - 120万円
140万円超260万円未満		120万円超330万円未満	
260万円～460万円未満	収入金額 × 0.75 - 75万円	330万円～410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37.5万円
460万円～820万円未満	収入金額 × 0.85 - 121万円	410万円～770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78.5万円
820万円以上	収入金額 × 0.95 - 203万円	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155.5万円

情報あら

排水設備工事指定店を 追加指定しました

▼指定店名 クリンホーム（富岸町1丁目18-2・☎9870）
▼問い合わせ 下水道G
（☎9052）

再就職支援セミナー 受講者を募集します

登別白老雇用創出協議会は、再就職希望者を支援するため再就職支援セミナーを開催します。
この機会に再就職に必要なノウハウを身に付け、早期就職を目指しませんか。

▼日時 5月25日(木)・26日(金)・6月1日(木)・2日(金) 10時～16時30分

▼場所 登別商工会議所

▼対象 市内に居住する方

▼定員 15人（申込順）

▼内容 自己の適職判断、履歴書の作成、面接の準備など

※3回以上参加された方を対象に6月8日(木)から7月28日(金)までの毎週木・金曜日（10時～16時30分）の都合の良い日時に1人1回1時間程度のカウンセリングを行います。

※詳しくはお問い合わせください。
▼申し込み 商工労政G

ご利用ください 住宅改良促進特別融資制度



本人、または家族が所有する住宅の増改築やバリアフリー改良、新エネルギー関連改良を行う場合、必要な資金を低利で融資しています。

▼融資限度額 300万円

▼融資利率

●住宅の増改築 1・95%

●住宅バリアフリー改良と新エネルギー関連改良 1・75%

※いずれも固定金利。

▼融資期間 10年以内

▼融資要件

●市内に居住する20歳以上の方で

●市税を滞納していないこと。

●市内に本社、または支店のある業者が施工すること。

●融資を受けた資金の償還について十分な返済能力があること。

●取扱金融機関の審査を経て、指定する保証の措置を講ずることができること。

※詳しくはお問い合わせください。
▼問い合わせ 商工労政G

（☎2171）

（☎2171）

ご利用ください。市民プールバスパック

市民プールから遠い鷺別・登別・登別温泉地区の皆さんに市民プールを気軽に利用していただくため、道南バスの路線バス運賃と市民プール入館料を組み込んだ『市民プールバスパック』を販売しています。

▶バスの利用区間

- 千代の台線…上鷺別方面～市民プール
- 登別・室蘭線…鷺別・上鷺別方面～クリンクルセンター前（市民プール）
- 登別・室蘭線…登別方面、登別温泉方面～クリンクルセンター前（市民プール）

▶パックの販売所

- 市民プール、市民会館受付、鷺別公民館、市役所内母子会売店、道南バス若山営業所、道南バス登別温泉ターミナル、川西燃料店

▶問い合わせ 社会教育グループ
（☎1129）

▶パック料金

（単位：円）

区分	乗車区間	通常の料金			パック料金 （運賃＋入館料）
		バス運賃	入館料	計	
一般	鷺別・上鷺別方面、登別方面～市民プール、クリンクルセンター前（市民プール）	620	500	1,120	900
高齢者		620	300	920	700
高校生		620	200	820	600
中学生		620	100	720	500
小学生		320	100	420	300
一般	登別温泉方面～クリンクルセンター前（市民プール）	920	500	1,420	1,000
高齢者		920	300	1,220	800
高校生		920	200	1,120	700
中学生		920	100	1,020	600
小学生		460	100	560	350

（注1）表中、高齢者とは65歳以上の方です。

（注2）登別方面とは汐見坂まで、登別温泉方面とは登別東インター前から登別温泉ターミナルまでです。

（注3）表中、バス運賃（往復）は、それぞれ鷺別、登別駅前、登別温泉ターミナルからの乗車料金を例に表示していますが、パック料金は乗車区間内共通です。

（注4）パック券の利用は、登別市内からの乗車に限ります。また、市民プールを利用する場合に限り、パック券でバス（往復）に乗車できます。

（注5）バスの乗り継ぎをする場合、この券は利用できません。

子育て支援センターからのお知らせ

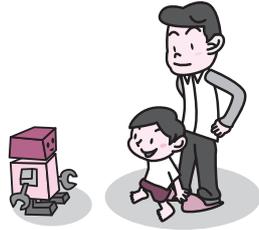
移動子育て支援センターに遊びに来ませんか

地域子どもたちが遊んだり、保護者の皆さんが交流したりする場として、子育て支援センターの職員が遊具や絵本を持って出かけます。

- ▶日時 5月10日(水) 10時～12時
- ▶場所 若草放課後児童クラブ(若草小学校内)
※小学校裏よりお入りください。
- ▶対象 市内に居住する小学校入学前のお子さんとその保護者
- ▶持ち物 上靴(親子とも)
※当日、直接会場にお越しください。
- ※車でお越しの方は、放課後児童クラブ玄関前(若草小学校裏)の駐車場をご利用ください。
- ▶問い合わせ 中央子育て支援センター

『お父さんと遊ぼう』に参加しませんか

日ごろ仕事で忙しいお父さん、親子の触れ合いを楽しみませんか。お気軽にご参加ください。



- ▶日時 5月20日(土) 10時～12時
- ▶場所 中央子育て支援センター(富士保育所横)
- ▶対象 小学校入学前のお子さんと父親
- ▶内容 絵本や遊具を使った自由遊びなど
※当日、直接会場にお越しください。
- ※車でお越しの方は、駐車場をご利用ください。
- ▶問い合わせ 中央子育て支援センター

保育所に遊びに来ませんか

市内の各保育所は、地域の子育て家庭の方を対象に、保育所を開放します。

保育所の児童と一緒にいろいろな遊びを楽しみませんか。

- ▶開放の月日 富士保育所…6月1日(木)、登別保育所…6月5日(月)、鷺別・幌別東保育所…6月7日(水)、栄町保育所…6月8日(木)
- ▶時間 9時30分～11時
- ▶対象 市内に居住する小学校入学前のお子さんとその保護者
- ▶持ち物 上靴(親子とも。天候により、外遊びを行うこともありますので、着替えを用意してください)
- ※当日、直接各保育所にお越しください。
- ▶問い合わせ 中央子育て支援センター

『あそびの広場』に参加しませんか

親子で遊ぶ楽しさを体験しませんか。

▶グループ・開催日・場所・対象・内容・申し込み

グループ	開催日	場所	対象	内容	申し込み
0歳児	5月25日(木)から7月6日(木)までの毎週木曜日	登別子育て支援センター(登別保育所内)	10カ月～1歳2カ月のお子さんとその保護者	手あそび、運動あそび、手作りおもちゃなど	5月8日(月)から12日(金)までの9時から17時までに電話で登別子育て支援センター
1歳児	5月23日(火)から7月4日(火)までの毎週火曜日	中央子育て支援センター(富士保育所横)	1歳6カ月～2歳5カ月のお子さんとその保護者	手あそび、運動あそび、外遊びなど	5月15日(月)から18日(木)までの9時から17時までに電話で中央子育て支援センター
2歳児	6月1日(木)から7月13日(木)までの毎週木曜日	中央子育て支援センター(富士保育所横)	2歳6カ月～3歳6カ月のお子さんとその保護者	手あそび、運動あそび、外遊びなど	

- ▶時間 10時～12時
- ▶定員 各10組程度(定員を超えた場合は初めて参加される親子を優先します)
- ▶参加料 無料

子育て講座 ～水とあそぼう～

親子で水遊びを楽しみませんか。

- ▶日時 6月12日(月) 10時～12時
- ▶場所 市民プール
- ▶対象 市内に居住する2・3歳のお子さんとその保護者



- ▶定員 30組(申込順)
- ▶参加料 無料(保護者はプール入館料500円がかかります)
- ▶持ち物 子ども…バスタオル・水着・水泳用帽子、保護者…バスタオル・Tシャツ・半ズボン・水泳用帽子
※排せつが完了していないおさんは水遊び用紙パンツを着用してください。
- ▶内容 インストラクターによる親子体操、水中バスケットなど
※水深は20～30センチに調節します。
- ▶申し込み 5月29日(月)から6月1日(木)までの9時から17時までに電話で中央子育て支援センター

『申し込み』、『お問い合わせ』の中の『G』は『グループ』の略です

申し込み・問い合わせ

中央子育て支援センター (☎81)3715)
登別子育て支援センター (☎80)2772)

4月1日から

児童手当制度が拡充されました

児童手当の支給対象年齢がこれまでの小学3年生（9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）までから、小学6年生（12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）までに拡大されたほか、所得制限額についても緩和されました。

このため、平成6年4月2日～平成9年4月1日に生まれた児童を養育している方、また、所得制限額を超えていて認定を却下された方についても認定される場合がありますので、9月29日（金）（郵送の場合30日（土）の消印有効）までに届け出をしてください。

なお、4月1日以降に登別市へ転入された方は、前住所地と登別市の両方で手続きが必要です。

小学4年生（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の児童の保護者

3月31日現在、当該児童を対象とした児童手当を受給されていた保護者の方は、4月以降も自動的に引き続き支給されますので、届け出の必要はありません。

ただし、所得制限限度額超過により支給されていない方は、所得

制限額の緩和により支給になることもありますので、届け出をしてください。

小学5・6年生（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）の児童の保護者

●3月31日現在、小学3年生以下のお子さんを対象とした児童手当を受給されていた保護者の方は、『額改定認定請求書』を提出してください。

●3月31日現在、児童手当を受給されていない保護者の方は、『認定請求書』を提出してください。

認定請求書に必要な書類

- 健康保険被保険者証などの写し（申請者が厚生年金など加入者の場合）
- 平成17年1月2日以降に登別市に転入された方は所得証明書（1月1日現在の住所地で発行）

ご存じですか 児童手当制度

◎支給対象

児童手当は、小学6年生（12歳到達後最初の3月31日までの間

にある児童）までを養育している方に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

◎支給手続き

児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります（今回の制度改正に係る申請については、特例があります）。

◎支給額（月額）

第1・2子：5千円、第3子以降：1万円。

◎支給時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで支給されます。

◎所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、または老人扶養親族がいる方についての限度額（所

得額）は左記の額に当該老人控除対象配偶者、または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額）は、1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者、または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

所得制限限度額	所得額	
	自営業者 (国民年金 加入者)	社員 (厚生年金 加入者)
扶養親族 の数		
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※この児童手当の制度改正に該当する方は、新たに乳幼児医療費助成制度にも該当する場合がありますので、国保・年金グループ（☎851771）までお問い合わせください。

児童手当に関する
届け出とお問い合わせは

子育てグループ
(☎855634)

かると

消火栓の点検を行います

消防署は、春と秋の年2回、市内全域で消火栓が正常に作動するかを点検しています。

点検は広報を行いながら、実際に消火栓から放水して実施しますが、水道水に濁りが出た場合は直ちに中止しますので連絡をお願いします。

なお、消火栓付近の駐車は、消火活動の妨げとなりますのでご遠慮ください。

▼期間 5月上旬

▼問い合わせ 消防署

(☎852551)

カラスの巣を見つけたら

カラスの巣づくりは、4月と5月が盛んな時期で、最近針金ハンガーなどを使うケースも増え、高圧線や変圧器に触れて停電の原因にもなっています。

このような状況を見かけたら、ほくでんまでご連絡ください。



▼連絡先 ほくでん室蘭支店

(☎471112)

狂犬病予防注射を行います

市と登別獣医師会は、平成18年度の狂犬病予防注射を行います。生後91日以上の犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けることが法令で義務付けられていますので、忘れずに受けましょう。

▶**狂犬病予防注射手数料 3,040円**

※犬の登録をされていて、5月初旬までに狂犬病予防注射の案内が届いていない方は環境対策グループへご連絡ください。

※期間中、都合の良い日、場所にお越しください。

※実施場所の登別温泉公民館前が登別温泉ふれあいセンター駐車場に変わりました。

～忘れていませんか？ 犬の登録～

生後91日以上の犬を飼われている方は、犬の登録を行い鑑札の交付を受けることが法令で義務付けられています。また、飼い犬が死亡したときや所在地が変わったとき、飼い主や飼い主の住所が変わったときは、環境対策グループへ届け出をしてください。

▶**犬の登録手数料 3,000円**

▶**問い合わせ** 環境対策グループ

(クリニックセンター内☎852958)

狂犬病予防注射日程表

	実施時間	実施地区	実施場所		実施時間	実施地区	実施場所
5月13日(土)	9:00~9:20	登別東町2丁目	山本商店前	5月20日(土)	09:10~09:30	美園町6丁目	桜美園入口
	9:30~9:45	登別本町2丁目	旧道コン住宅入口		09:40~10:00	美園町5丁目	美園運動広場
	9:55~10:10	登別東町4丁目	東町運動広場向かい空き地		10:10~10:30	美園町3丁目	光和園前
	10:20~10:35	登別東町3丁目	婦人センター駐車場		10:40~11:00	若草町3丁目	若草1号公園
	10:45~10:55	中登別町	サンクス中登別店駐車場		11:10~11:40	若草町2丁目	さわやか公園
	11:05~11:20	中登別町	道南バス停(旧登別温泉中学校前)		13:00~13:30	若草町5丁目	優和園前
	11:30~11:40	登別温泉町	登別温泉ふれあいセンター駐車場		13:40~14:00	新生町3丁目	千代の台団地幼児公園
	13:00~13:25	千歳町4丁目	コープタウンつくし公園		14:10~14:25	新生町5丁目	老人憩の家希望の家前
	13:35~13:50	千歳町6丁目55-6	猪股一男様宅横		14:35~14:50	新生町1丁目	ことぶき公園
	14:00~14:20	柏木町4丁目	柏葉団地5号棟前駐車場		15:00~15:20	新生町2丁目	わらべ公園
	14:30~14:50	柏木町1丁目	柏木団地9号棟前駐車場		15:30~15:50	新生町4丁目	あおぞら公園
	15:00~15:20	富士町7丁目	老人福祉センター		16:00~16:30	富岸町2丁目	富岸青少年会館前
	15:30~16:00	富士町3丁目	ちびっこ広場				
5月14日(日)	9:00~9:25	桜木町4丁目	桜木団地駐車場	5月21日(日)	9:00~9:30	登別東町2丁目	登別公民館前
	9:35~10:00	緑町2丁目	津村商店前		9:40~10:00	富浦町(全地区)	富浦会館前
	10:10~10:30	若山町2丁目	あかしや遊園地		10:10~10:30	幸町5丁目	滝田商店裏(佐藤善作様宅横)
	10:40~11:00	若山町3丁目	汐平団地汐平広場		10:40~11:00	幌別町7丁目	幌別東小学校駐車場
	11:10~11:30	栄町4丁目	富浜広場向かいゲートボール場		11:10~11:30	幌別町3丁目	鉄南ふれあいセンター前
	13:00~13:15	栄町1丁目	楡の木公園		13:00~13:25	千歳町3丁目	幌別中学校前
	13:25~13:40	鶯別町4丁目	鶯別保育所		13:35~14:00	常盤町2丁目	(有)登喜和運輸前
	13:50~14:10	鶯別町6丁目	鶯六園		14:10~14:25	片倉町6丁目	しんた21駐車場
	14:20~14:40	鶯別町2丁目	わかば公園前(恵愛病院裏)		14:35~14:55	片倉町4丁目	片倉4丁目公園
14:50~15:20	鶯別町3丁目	鶯別公民館前	15:05~15:30	中央町6丁目	登別市役所前		

◎5月17日(水)9:00~9:10川上町【恵寿園前】 10:20~10:30カルルス町【オロフレ荘前】 10:40~10:50上登別町【権兵衛寮前】 11:00~15:50 札内町・来馬地区

※網掛け部分の実施場所は新しく変わりました。 ※飼い主の方へ…実施日のうち、都合の良い日・場所にお越しください。

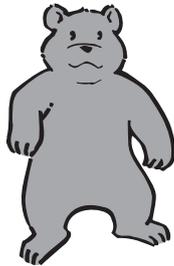
山菜採りによる行方不明などの事故に遭わないために

例年、山菜採りによる行方不明などの事故が発生しています。事故を防ぐために次の点に注意して山菜採りを楽しみましょう。

◎山菜採りの注意事項

- 一人で山菜採りに行かない。
- 家族に行き先と帰る時間を知らせる。
- 歩いた場所が分かるようにテープなどで目印をつける。
- 目立つ服装をし、笛や雨具を携帯する。
- 道に迷った場合は、体力消耗を考え落ち着いて行動する。
- 連絡手段として携帯電話などを携帯する。

◎熊の出没に注意



- 熊よけのために鈴やラジオを携帯する。
- 熊の出没情報に注意し、足跡やふんを見たときはすぐに引き返す。

▼問い合わせ

登別交番 (☎85) 23102
136) または登別温泉交番 (☎84) 2310)

クリンクルセンターからのお知らせ

登別市環境保全市民会議の委員を募集します

市は、『市民・事業者・行政』が協働し安らぎのある快適な地域社会を守るため『登別市環境保全市民会議』を設置しています。

市民会議は、今日的な環境問題や自分でできる環境に優しい生活などを積極的に議論しています。

▶**募集人員** 6人(募集人員を超えた場合は面接などにより選考)

▶**対象** 市内に居住する20歳以上の方

▶**任期** 6月～平成21年5月

▶**応募方法** 環境対策グループに備え付けの『登別市環境保全市民会議委員申込書』により5月12日(金)までにご応募ください

6月の粗大ごみ収集

粗大ごみの収集は、地域ごとに決められた年2回の収集時期に、電話の申し込みにより行います。

粗大ごみを出すときは(1回につき5品まで)、1枚160円のごみ処理券を購入の上、1品ごとにごみ処理券を張ってください。

地区名	収集日	申込期間 (土・日曜日除く)
若草町1・2丁目	6月5日(月) ～10日(土)	5月22日(月) ～6月2日(金)
新生町3・4丁目	6月12日(月) ～17日(土)	5月29日(月) ～6月9日(金)
鷺別町1～3丁目	6月19日(月) ～24日(土)	6月5日(月) ～16日(金)
新生町1・2丁目	6月26日(月) ～7月1日(土)	6月12日(月) ～23日(金)

※このほかの地区の収集日については、『家庭ごみ収集カレンダー』に掲載しています。また、今後の『広報のぼりべつ』でも紹介していきます。

申し込み 申込期間の9時～17時(土・日曜日を除く)に電話で収集委託業者(有)登和清掃・☎8802000)へお申し込みください

生ごみ堆肥化容器の購入費を一部補助します

登別市衛生団体連合会は、家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を補助します。

▶対象者

①市内に居住し、家庭から出る生ごみを自家処理しようとする方

②容器を適正に維持・管理できる方

▶**対象容器** 容器が100ℓ以上のもの(1世帯1個)

▶**補助額** 1,000円

▶**申込方法** 環境対策グループ、市民サービスグループ、各支所に備え付けの申込用紙によりお申し込みください

※申し込みの際、印鑑(朱肉を使用するもの)を持参してください。

はちの巣の駆除を行っています

市は、一般住居内のはちの巣の駆除を行っています。巣を発見したときは、環境対策グループへご連絡ください。

なお、事業所や作業現場などについては、駆除専門業者に依頼するか、自己処理をしてください。

◎巣を発見したときは

- ・巣の付近はなるべく避けて通る。
- ・石を投げたり、大きな音を立てたりしない。
- ・軒下などへのはちの出入りを確認したら、早めに連絡する。

◎巣の駆除(取り除き)ができない場合があります

- ・5ℓ以上の高い所や家屋内で構造上、巣が見えないような場合は駆除できません。
- ・山にある巣については、原則として駆除しません。

申し込み・問い合わせ

環境対策グループ

(クリンクルセンター内☎85)2958)

かると

初心者英会話教室を 開催します

英会話を学びませんか。

- ▼日時 6月5日(月)から22日(木)までの毎週月・木曜日(全6回) 18時30分～20時
- ▼場所 市民会館
- ▼対象 市内に居住または通勤する18歳以上の方
- ▼内容 初級英会話(日常会話)
- ▼講師 アンドリュー・ジョンソンさん(登別市英語指導助手)
- ▼定員 20人(申込順)
- ▼参加料 1千500円
- ▼持ち物 筆記用具
- ▼申し込み 5月10日(水)から17日(水)(土・日曜日を除く)の9時～17時に電話で文化・スポーツ振興財団(☎1116)

亀田記念公園に 遊びに来ませんか

登別造園工事業協同組合は、亀田記念公園で、『お花見』を楽しんでいたため、4月から準備を進めてきました。

今年の室蘭地方の桜の開花予想日は5月8日(月)です。桜に始まり、フジやツツジと亀田記念公園は花に彩られます。

亀田記念公園には、散策路や芝

生広場、あずまや、ジャブジャブ川、トイレなどの設備があるほか、レストハウスや野外でのジンギスカンもお楽しみいただけます。ゴールデンウィークは、ご家族おそろいで亀田記念公園にお越しください。



◎桜まつり開催

- ▼日時 5月13日(土)・14日(日) 10時～16時
- ▼問い合わせ 亀田記念公園管理事務所(☎2511)

6月1日～10日は 電波利用保護旬間です

電波の利用は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものとなっており、不法無線局が重要無線通信やテレビ放送に妨害を与えるなど社会的な問題を発生させています。暮らしを支える電波はルールを守って正しく使いたしましょう。

- ▼問い合わせ 北海道総合通信局(☎011-737-0099)

『申し込み』中の『G』は『グループ』の略です
▼問い合わせ

市民見学会

まちを見よう！
まちを知ろう！

登別市のまちづくりの様子を市民の皆さんにもっと知っていただくため、市民見学会を開催します。

この機会に、ぜひ見学してみませんか。

市民見学会 (個人参加)

- ▶見学日 6月2日(金) (雨天決行)
- ▶バス乗車場所・出発時間
登別温泉ふれあいセンター 9:00 (解散予定時間 16:00)
- 婦人センター 9:15 (解散予定時間 16:15)
- 市役所 9:30 (解散予定時間 16:30)
- 鷺別公民館 9:45 (解散予定時間 16:45)
- ▶対象 市内に居住し、個人で参加を希望する方
- ▶定員 30人(定員を超えた場合は抽選)
- ▶持ち物 タオル、昼食、飲料水またはお茶

※ある程度の距離を歩く場所があります。歩きやすい靴と服装でご参加ください。

見学施設

- 若山浄化センター
- クリンクルセンター
- 市民プール
- 北海道登別明日中等教育学校^{あけび}
- 登別温泉地獄谷・大湯沼川探勝歩道親水施設(足湯体験)

市民見学会 (団体参加)

- ▶見学日 5月30日(火) (雨天決行)
- ▶対象 市内の各種団体・サークル(1団体10～30人)
- ▶定員 1団体(2団体以上の申し込みがあった場合は抽選)
- ▶持ち物 タオル、昼食、飲料水またはお茶

- ▶申し込み 5月22日(月)までに電話で情報推進グループ(☎6586)

活用してみませんか『ものづくり創出支援事業補助金』

（財）室蘭テクノセンターは、平成18年度『ものづくり創出支援事業』の募集を行います。

▼対象 中小企業者など

▼補助事業

- 新製品・新技術開発の芽育成事業（開発の開始段階）
- 商品化推進事業（事業化検討の段階）

- 新製品・新技術研究開発助成事業（事業化の段階）
- 販路開拓事業、創業支援事業（事業開始の段階）

- ア 新製品・新技術の展示会など出展の助成
- イ 新製品・新技術のホームページ作成、パンフレット企画・作成の助成

- 創業支援事業（事業開始の段階）

- ア 新分野への事業展開のための事務所経費を助成

- 国際標準化機構（ISO）認証取得事業（企業・品質の向上）

▼応募期限 5月12日（金）

※限度額や補助率など、詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ （財）室蘭テクノセンター（☎451188）

『くらしの無料相談会』を開催します

北海道行政書士会室蘭支部主催

相続や遺言、各種契約などで官公署に提出する書類について、北海道行政書士会室蘭支部の行政書士が無料で相談をお受けします。

▼日時 5月13日（土）9時30分～

▼場所 鉄南ふれあいセンター

▼定員 10人（申込順）

▼申し込み 5月12日（金）までに電

無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について、札幌弁護士会室蘭支部の弁護士が相談をお受けします。相談を希望する方は5月30日（火）までにお申し込みください。

※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。

◎鉄南ふれあいセンターでの相談

- ▶日時 6月17日（土）9時30分～
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶担当弁護士 星 三郎弁護士
- ▶定員 6人（申込順）

◎弁護士事務所での相談

- ▶担当弁護士 星 三郎弁護士
- ▶定員 6人（申込順）
- ※相談日時は、市民サービスグループにお問い合わせください。

◎申し込み・問い合わせ

市民サービスグループ（☎851855）

話で市民サービスG（☎851855）

特設人権・困りごと相談所を開設します

人権・離婚・不動産・金銭・雇用・いじめなどの問題について、人権擁護委員が無料で相談をお受けします。秘密は固く守られます。

▼日時 6月1日（木）10時～15時

▼場所 鉄南ふれあいセンター

▼問い合わせ 札幌法務局室蘭支局総務課（☎225111）

室蘭工業大学公開講座 受講生募集

◎ライフスポーツゴルフコース

▼日時 6月3日（土）から7月1日（土）までの毎週土曜日 13時30分～17時（7月1日（土）は9時～16時）

▼場所 室蘭工業大学ほか

▼コース・定員

コース	定員
初心者（これからゴルフを始めようとする方）	各7人（申込順）
初級（ハンデ36以下の方）	
中級（ハンデ30～35程度の方）	

▼対象 高校生以上の方

▼参加料 8千200円

※別途、保険料やゴルフ練習場の使用料、ラウンドコース料がかかります。

▼募集期間 5月1日（月）～26日（金）

◎イェスタデイ・ワンス・モア

▼日時 6月6日（火）から7月25日（火）までの毎週火曜日 18時30分～20時

▼場所 室蘭工業大学

▼定員 20人（申込順）

▼対象 高校生以上の方

▼参加料 7千200円

▼募集期間 5月1日（月）～31日（水）

◎申込方法 室蘭工業大学地域連携推進課に備え付けの申込用紙に参加料を添えてお申し込みください

▼問い合わせ 室蘭工業大学地域連携推進課（☎465023）

『実践登山教室』を開催します

～登別山岳連盟主催～

山での疲れない歩き方、持ち物や服装など、実践を通して山岳スポーツ指導員がお答えします。

▼月日 5月21日（日）

▼登山地 洞爺湖早月山

▼定員 40人（申込順）

▼参加料 3千円（交通費、保険料）

▼申し込み 5月12日（金）までに電話で神原さん（☎856674）

健康相談を開催します

～三愛病院主催～

『5月7日～13日の看護週間』
と『5月12日の看護の日』にちなみ健康相談を開催します。

- ▼日時 5月10日(水) 10時～14時
- ▼場所 三愛病院1階ホール
- ▼内容 健康相談、栄養相談、血圧測定、体脂肪測定など
- ▼問い合わせ 三愛病院
(☎ 1111)

第16回健康教室

『ホップ・ステップ・ジャンプ』を開催します

～登別厚生年金病院主催～

- ▼日時 5月26日(金) 8時30分～17時
- ▼場所 厚生年金白老保養ホーム (白老町東町4丁目6-1)
- ▼テーマ 『楽しく転倒予防』
- ▼内容 『転びにくい体と環境』
についてのお話、身体測定、転倒予防体操、レクリエーション
- ▼講師 登別厚生年金病院リハビリテーションスタッフ
- ▼定員 40人(申込順)
- ▼参加料 1千円(昼食代)
- ▼持ち物 室内用運動靴、動きやすい服装
- ▼申し込み 5月19日(金)までに電

話で登別厚生年金病院(☎ 842165)

『花よし、鳥よし、景色よし、フンベン山自然ウオーク』を開催します



▲フンベン山からの景色

オオバナノエンレイソウやスミレの花咲くフンベン山に春の鳥が訪れます。春の一日をお楽しみください。

- ▼日時 5月14日(日) 8時30分～11時30分
- ▼集合場所 婦人センター駐車場
- ▼定員 10人程度(申込順)
- ▼参加料 100円(保険料)
- ▼申し込み 5月10日(水)までに伴野さん(☎・FAX 7515)

春の市民探鳥会を開催します

～(財)日本野鳥の会室蘭支部主催～

- ▼日時 5月21日(日) 8時30分～11時30分
- ▼内容 南から戻ってきた野鳥たちを観察しませんか。

登別市嘱託員を募集します

- ▶任用期間 6月1日～平成19年3月31日
- ▶試験月日(予定) 5月19日(金)(詳しい日時は、後日ご連絡します)
- ▶試験場所 市役所本庁舎
- ▶試験方法 面接試験
- ▶申込方法 人事・行政管理グループまたは各支所に備え付けの申込書(写真貼付)に必要事項を記入し、5月12日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)に人事・行政管理グループに持参してください
- ▶職種・勤務条件など

職種	募集人員	勤務地	主な業務内容
調理員	1人	恵寿園(川上町)	入園者の給食調理業務

勤務条件		応募要件(性別不問)	
一日の勤務時間	休日など	資格など	年齢
6時30分～17時40分の間で変則交替勤務	7日に1日の割合	125,530円	20～58歳まで(S23.4.2～S61.4.1生まれ)

※資格・年齢の基準日は平成18年4月1日現在です。また、性別は問いません。

- ▶申し込み・問い合わせ 人事・行政管理グループ
(☎ 1132)

※雨天の場合、中止することがあります。

- ▼集合場所 ふおれすと鉱山
- ▼参加料 無料
- ※歩きやすい服装と靴を着用してください。双眼鏡、鳥類図鑑を貸し出します。
- ▼問い合わせ 成田さん(☎ 851866) または堀本さん(☎ 9396)

(財)日本レクリエーション協会 公認指導者養成講習会 受講生を募集します

レク有資格者が行う理論20時間、

実技30時間の講習会で、修了者には、公認指導者申請資格が与えられます。

- ▼期間 6月から平成19年3月までの毎月第3日曜日(全10回) 12時～17時
- ▼場所 富岸青少年会館(予定)
- ▼定員 30人(申込順)
- ▼参加料 1万円
- ※別途、テスト代2千円程度がかかります。
- ▼申し込み 5月30日(火)までに電話で登別レクリエーション協会事務局・佐々木さん(☎ 867570)

情報あら

コンピュータサービス技能 評価試験を行います

日本・北海道職業能力開発協会
認定のコンピュータサービス技能
評価試験を行います。

▼月日 6月17日(土)

▼場所 登別地方高等職業訓練校
▼試験実施部門と時間

(1)実技試験

①ワープロ部門3級 9時～9時50分

②ワープロ部門2級 9時～9時50分

③表計算部門3級 10時30分～11時15分

④表計算部門2級 10時30分～11時30分

⑤データベース部門3級 13時～14時

⑥データベース部門2級 13時～14時30分

▼定員 各部門、各級とも20人(申込順)

▼受験料 各部門とも3級は5千100円、2級は6千400円

▼その他 試験はウィンドウズXPを使用し、ソフトのバージョンは2003とします

※試験結果は、1カ月後に郵送します。

▼申し込み 受験料を添えて、6月1日(木)までに登別職業訓練校

会 (☎ 1450)

シニア情報生活アドバイザー 養成講座を開催します



(財)ニューメディア開発協会とNPO法人シニアネットいぶりは、シニア情報生活アドバイザー養成講座の受講生を募集します。

▼日時 6月18日(日)～8月6日(日)の毎週日曜日(全8回) 13時30分～16時30分(8月6日(日)は13時～17時)

▼場所 地域情報センター(PiP)

▼対象 おおむね50歳以上で、日常的にインターネットを利用している方

▼定員 6人(申込順)

▼受講料 3万2千500円(テキスト代を含む)

▼申込方法 5月31日(木)までにホームページ(<http://www.snim.niigata.ac.jp>)よりお申し込みください

▼問い合わせ 阿部さん (☎ 5384)

市営住宅の入居者を募集します

◆募集内容

団地名	所在地	募集区分	募集戸数	家賃(円)	抽選日時・場所	入居・鍵渡し予定
桜木団地	桜木町4丁目1-1	高齢・身障世帯向け	2LDK 2戸 1階	22,100～48,500	6月15日(木) 13時30分～ 登別市民会館中ホール	鍵渡し 6月30日(金) 入居日 7月1日(土)
			3LDK 1戸 1階	22,600～49,700		
		一般世帯	26,300～57,700			
			3LDK 2戸 4階	25,600～56,300		
緑ヶ丘団地	常盤町3丁目26-1 常盤町3丁目26-5	一般世帯	2LDK 4戸 2階,3階 5階	22,600～49,700		
			23,200～50,900			
幌別東団地	幌別町8丁目12 幌別町8丁目14-5	高齢・身障世帯向け	3LDK 1戸 1階	20,100～44,200		
			13,500～29,800			
幌別西団地	片倉町5丁目17-1	一般世帯	3DK 3戸 3階,4階	20,600～45,300		
			14,400～31,600			
柏木団地	片倉町5丁目17-1	単身世帯	2DK 1戸 浴室無	3,500～7,800		
			14,800～32,500			
柏木団地	柏木町1丁目23-1 柏木町1丁目28-1	一般世帯	3DK 2戸 4階	14,800～32,500		
			15,600～34,300			

※募集区分(一般・高齢・身障・単身世帯)は、募集案内書でご確認ください。
※入居希望者が募集戸数を超えた場合、抽選を行います。
※団地内や住宅内では犬や猫などの動物を飼うことはできません。

◆収入基準

区分	月収入額
入居者または同居者に障がいのある方(障がいの程度に基準があります)	268,000円以下
入居者が60歳以上で、同居者も60歳以上または18歳未満の方 就学前の子どものいる世帯	
上記以外の方	200,000円以下

※月収入額は、世帯全員の所得の合計と家族数などにより計算されます。詳しくはお問い合わせください。

◆申込資格

- ①家族で入居する方(婚約中の方を含む)
- ②持ち家のない方
- ③現在、公営住宅に入居していない方
- ④収入が収入基準の範囲内で、それを証明できる方

◆経費

- ◎敷金(家賃の2カ月分)
 - ◎毎月の家賃のほかに、ガス設備のリース料、共益費
 - ◎桜木団地のみ駐車場使用料月額2,000円(ほかの団地は無料)
- ※駐車場は1世帯1台分のみです。

◆申し込み

5月22日(月)～26日(金) 9時～17時
※申込用紙は5月17日(木)から(土・日曜日を除く)建築住宅グループ、各支所でお渡しします。

申し込み
問い合わせ

建築住宅グループ
(☎ 4399)

かると

武家時代にタイムスリップ
しませんか

『わんぱくサムライ体験』
武士の世界と和の心く

武家時代の生活や伝統文化を学
んでみませんか。

当日は、郷土資料館と文化伝承
館を無料開放します。

ご家族で春の一日をお楽しみみ
ださい。

▼日時 5月27日(土) 10時～13時

▼場所 郷土資料館

▼内容 流鏑馬体験、スポーツチ
ャンバラ体験、茶道体験、すい
とんの試食(先着100人)、駕籠
体験、昔の遊びなど

※スポーツチャンバラ体験は、事
前に電話でお申し込みください

(5月3日(水)より受付)。



▲スポーツチャンバラ

▼問い合わせ

郷土資料館

(☎) 1339

森林整備ボランティア 『チカタビレンジャー』を開催します

ふおれすと鉾山周辺の森で『里山づくり』が
はじまります。『チカタビレンジャー』は、サ
サ刈りや枝打ちなど、『里山づくり』にむけて
森林整備作業を楽しみながら行います。今回は、
鉾山産の山取り苗を移植する作業を行います。

▶日時 5月13日(土)
10時～15時

▶集合場所 ふおれ
すと鉾山

▶定員 20人(申込
順)

▶参加料 無料

▶持ち物 野外で作
業しやすい服装、軍手、長靴、帽子、タオル、
昼食など

▶申し込み 5月12日(金)までに電話でふおれす
と鉾山



市民参加型調査活動『鉾山町 フラーソン2006』を開催します

初夏の花々が咲き乱れるころ、開花調査を行
います。花の不思議に迫りながら、鉾山町の林
道をのんびりと歩いて行う調査活動です。初心
者の方もお気軽にご参加ください。

▶日時 5月21日(日) 9時30分～15時(雨天
中止)

※5月20日(土)18時から20時まで花のスライドシ
ョー・事前勉強会を行います。

▶集合場所 ふおれすと鉾山

▶定員 20人(申込順)

▶参加料 無料(グループでの参加も可)

▶持ち物 野外で活動しやすい服装、昼食、飲
み物、帽子、雨具、筆記用具など

▶申し込み 5月19日(金)までに電話でふおれす
と鉾山

春の登山会 ～NPO法人モモンガくら倶楽部主催～



恒例の来馬岳登山会です。今年は満開の花た
ちに出会えるか?片道約6キロで長い道のり
です。

5月の風と薫りがきつとゆったりとした時間
を与えてくれると思います。

▶日時 5月28日(日) 9時～16時

▶集合場所 ふおれすと鉾山

▶定員 15人(申込順)

▶参加料 500円

▶持ち物 登山に適した服装、長靴、帽子、タ
オル、昼食など

▶申し込み 5月10日(水)から電話でふおれすと
鉾山内事務局

モモンガくら流実践登山教室 ～NPO法人モモンガくら倶楽部主催～

山の楽しみ方を広げていくきっかけに。ゆっ
たりのんびりの登山教室、全5回を予定。1回
目は机上講習、その後4回の実践登山を行いま
す。初・中級向けです。

▶日時 5月20日(土)(1回目) 9時30分～15時

▶場所 ふおれすと鉾山

▶定員 10人(申込順)

▶対象 18歳以上の方

▶参加料 1回目1,000円、2回目以降実費

▶申し込み ふおれすと鉾山内事務局

ふおれすと鉾山からのお知らせ

申し込み
問い合わせ

ふおれすと鉾山
(☎) 2569

『布のぞうり作り』を
開催します



- ▼日時 6月10日(土) 10時～17時
- ▼場所 文化伝承館(郷土資料館横)
- ▼対象 18歳以上の方
- ▼定員 10人(申込順)
- ▼参加料 50円
- ※別途入館料190円がかかります。
- ▼持ち物 布切れ・昼食
- ▼申し込み 5月20日(土)から6月4日(日)までに電話で郷土資料館(☎1339)

おぼろぐり

広報のぼりべつ4月号と併せて配布した『市民便利帳』の中で次のとおり誤りがありました。お詫びして訂正します。

◎訂正の内容

27頁『葬祭場』とあるのは『葬斎場』、31頁主要機関電話番号中、公園みどり担当の所在地『富岸町3丁目8』とあるのは『中央町6丁目11』の誤りです。

春だ! とびだせ! ゴールデンズペシャルウィーク

今年なんと5日間。子どもから大人まで、早朝から夜まで目いっぱいおれすと鉱山で遊べちゃうスペシャルウィーク。各種イベントのほかにも、時間や定員を気にせずいつでも気軽に遊べちゃう場所や追加プログラムもあります。来てからの楽しみもいっぱいです。期間中の宿泊予約も受け付けています。



▲クライミング選手権



▲春の野点

※プログラムは定員制です。人数が記入されていないものは、定員20人です。
※実費分を参加費としていただきます(100～500円程度)。

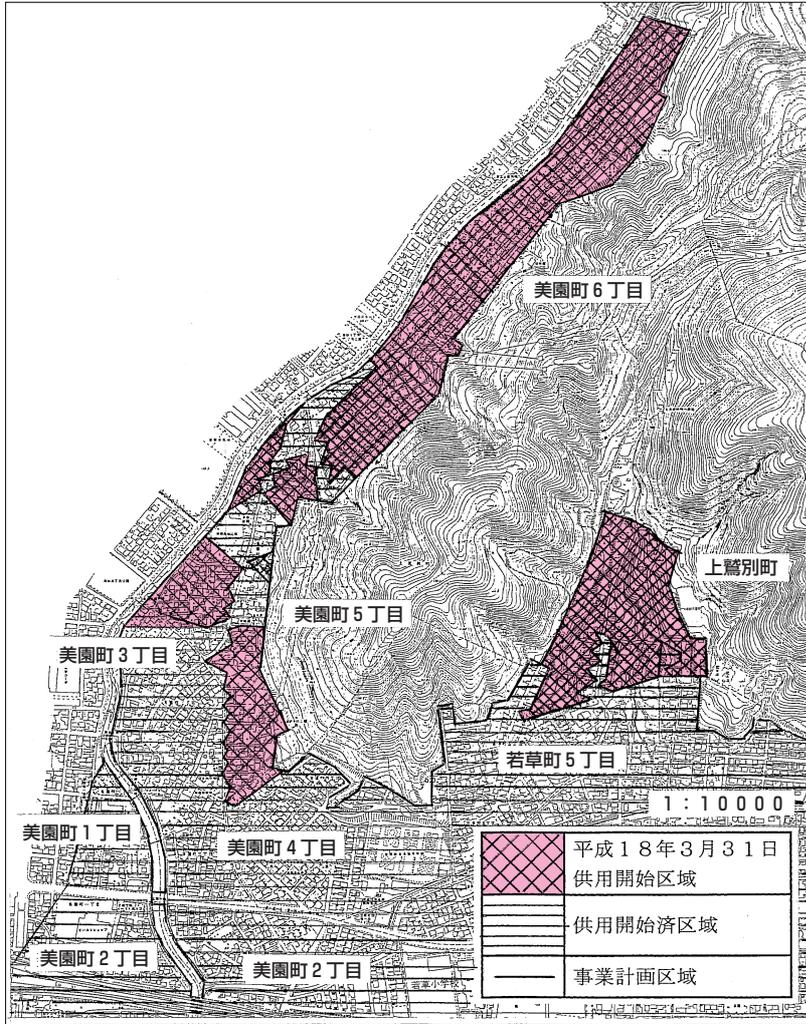
▼プログラム

時間	5月3日(水)	5月4日(木)	5月5日(金)	5月6日(土)	5月7日(日)
いつでも	プログラムのほかにももんきーパークやグラウンドで自由におもいっきり遊べます! ※日替わりでも、出入り自由の遊び場所や休憩ところがふおれすと鉱山～周辺でいくつか登場します。				
6時～8時	—	—	—	●モモくら主催 早朝バードウッチング	●モモくら主催 早朝バードウッチング
10時～12時	●春さがしプログラム 川又温泉編 (15時まで)	●春さがしプログラム マウンテンバイク編	●春ランランピクニック なんでも編	●春らんらんピクニック 植物編	●春んるんピクニック 川の虫編
			●こどもの日! 春のおやつづくり	●モモくら主催 草木染め	●やのっちクラブ 定員15組
番外編	—	—	●春の野点 ^{のぼり} (12時～14時)		●たきびパン (12時～13時)
13時～15時	●春さがしプログラム サンショウウオ編	●春さがしプログラム 春のおやつ編	●はるかぜマウンテンバイク 定員10人	●創作楽器づくり	●モモくら主催 魚拓教室 (13時～14時)
			●春風たごぶくり 定員10人	●鉱山大捜査線・カエルと遊ぼう	●クライミング選手権 (14時～)
16時～17時	—	—	●夜の野鳥教室	●夜の野鳥教室	—
18時～19時	—	—	●夜のコンサート	●夜のコンサート	—

かると

下水道を利用できる区域が広がりました

公共下水道供用開始区域



水洗化などの工事を行う個人住宅（新築を除く）には補助金制度や融資あっせん制度があります。

◎補助金制度

平成19年3月31日までに、自己資金で水洗化などの工事を完了する場合に利用できます。

▶補助金額

- ①水洗トイレ改造工事…2万3,000円
- ②排水設備工事…1万円
- ③①+②の工事…3万3,000円

◎融資あっせん制度

平成21年3月31日までに、水洗化などの工事を完了する場合、無利子で融資を利用できます。

▶融資あっせん限度額

- ①水洗トイレ改造工事…トイレ1基につき38万円以内
- ②排水設備工事…21万円以内
- ③①+②の工事…59万円以内

『▼申し込み』『▼問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

登別地区の下水道整備計画

市は今年度から登別地区の下水道整備を行います。

なお、工事を行う前年度までに対象となる地区の皆さんを対象に説明会を行います。

◎工事施工予定年度・地区

工事施工予定年度	地 区
平成18年度	登別東町2丁目・登別本町3丁目・登別港町1丁目の各一部
平成19年度	登別東町1丁目・登別本町1丁目・登別本町3丁目の各一部
平成20年度	登別東町2～5丁目の各一部
平成21年度	登別東町5丁目・登別本町2丁目の各一部

※整備計画は、現時点での計画です。

今後、国や市の予算の状況などにより、整備年度が変更になる場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

下水道に関する問い合わせ 下水道グループ (☎85) 9 0 5 2)

広報からのお知らせ

市は、市民参加の広報紙づくりを進めるため、市民の皆さんを対象に、広報紙へのご意見やご感想をお聞きする『広報モニター』やご自身の知りたいことをテーマに取り組んでいただく『広報市民リポーター』を募集します。

◎広報モニターの募集

- ▶期間 5月～平成19年3月
- ▶対象 市内に居住する方
- ▶定員 5人
- ▶内容 『広報のぼりべつ』に対するご意見やご感想を、毎月、所定の調査票に記入し、提出していただきます

◎広報市民リポーターの募集

- ▶対象 市内に居住する方
- ▶定員 5人
- ▶内容 テーマを決め、取材と記事の作成をしていただきます（取材には広報担当職員が同行します）

応募方法は、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号をご記入の上、5月19日(金)までに、はがきまたは封書、ファクス、Eメールでご応募ください。なお、報酬はありません。

市内で活動している団体やサークルを紹介する『仲間たち』のコーナーを、活動している皆さんで活動内容やご自分の仲間たちを紹介してみませんか。

なお、過去3年以内に『仲間たち』のコーナーで紹介された団体やサークルはご遠慮ください。

また、政治や宗教、営利を目的としている団体などはご遠慮ください。

日々の暮らしの中で感じたことやまちを良くするための提案、市への疑問や意見など、『ちょっとひとこと』のコーナーで、皆さんの声を掲載しています。

皆さんも感じたことや訴えたいことを掲載してみませんか。

なお、個人や団体への中傷、営利を目的としたお話はご遠慮ください。

また、紙面上では匿名でも、住所、氏名、電話番号をお知らせください。

申し込み・問い合わせ

情報推進グループ 〒059-0012 中央町6丁目11

☎056586・FAX051108

Eメール：pr@city.noboribetsu.hokkaido.jp

不用品ダイヤル市

お申し込み・お問い合わせは
登別消費者協会 (☎058307)

火～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00
※お申し込みは、市内に居住する方が対象です。

ゆずります(売ります)

- 電子オルガン●五月人形●電動三輪車●子ども用自転車(4・5歳、3～5歳・補助輪あり)●マウンテンバイク(24インチ)●業務用冷蔵庫(983ℓ)●ひな人形●3CCDビデオカメラ●フィギュアスケート(23インチ)●ゴルフ道具(アイアン7本)●ワープロ●シングルベッド(2段式)●スチール製本棚(185×80×25センチ)●もちつき器●スキー靴(25.5センチ)●カラオケ道具一式●石油ストーブ(煙突付き)●木製シングルベット(目覚まし時計、蛍光灯付き)●ビデオカメラ●三輪車●パイプベッド(折りたたみ式)●チャイルドシート●スタッドレスタイヤ(165-80-R13ホイール付き)●電動ポータブルミシン●電子ピアノ●米びつ(高さ115センチ・幅55センチ・奥行き46センチ)●小学校低学年用剣道防具一式(剣道着・はかまを含む)

ゆずってください(買います)

- 電動三輪車●作業用回転いす●自転車用補助いす●鋳物まきストーブ●まきストーブ●電動ミシン●ノートパソコン●ワープロ●車いす(折りたたみ式)●カラオケ道具一式●大正琴●リール●大型水槽(奥行き45センチ、60センチ、高さ90センチ・長さ45センチ・奥行き30センチ)●物置用木製戸●ライティングデスク●シングル電動ベッド(ダブル可)●基石・碁盤●ベビーベッド●ミキサー●野球用グローブ(大人用右利き用・左利き用)●スケート(19センチ)●ストーブガード●B型ベビーカー

ほん

今月の新着図書

市立図書館
☎054324



親父の遺言

いかりや 浩一 著

親父がこの世を去って2年がたとうとしているが、親父はまだまだ私の心に生き続けている…。再婚と反抗期、解散危機と役者での再出発、がんとの壮絶な闘い。息子しか知らない、いかりや長介の真実。



ドリームバスター3

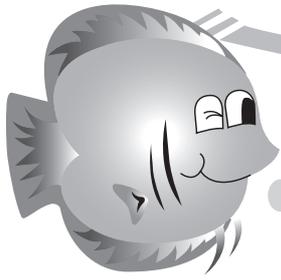
宮部 みゆき 著

ドリームバスターとは、われわれ地球人たちの夢の中に潜り、懸賞金をかけられた凶悪犯たちを狩る、賞金稼ぎのことをいう。第3巻では、物語の重要な転換点、謎のフィールド『時間鉱山』へ一緒に冒険に出かけよう！

このほかに新しく入った本

- ◇ぼんやり生きてはもったいない 岸本 葉子 著
- ◇黒い太陽 新堂 冬樹 著
- ◇愛のあとにくるもの 孔 枝泳 著
- ◇オーラの条件 林 真理子 編
- ◇対談集 いのちの言葉 柳田 邦男ほか 著
- ◇徳川さん宅の常識 徳川 義宣 著
- ◇死ぬのは、こわい? 徳永 進 著
- ◇チョコレートコスモス 恩田 陸 著

※図書館では、毎月購入している本の全リストを差し上げています。ご利用ください。



P 36~37	新たなスタート・一般質問
P 38	一般会計予算審査特別委員会・特別会計予算審査特別委員会 補正予算審査特別委員会
P 39	第1回臨時会・各委員会報告 ほか

新たなスタート

これまで独自で発行していた、「議会だより『でいすかす』」は、今号から「広報のぼりべつ」と一体化しての発行となりました。

開かれた議会を目指すとともに議会と市民のコミュニケーションを深めるため、平成十八年五月に創刊しました。

以来年四回、平成十八年二月、四十号発行まで、七名で構成される委員自ら、取材・原稿作成・レイアウトなど、「より見やすく・よりわかりやすく」を基本に今日まで努力してまいりました。

一方、議会は、議会費削減・議員定数・定例会開催回数・議会の監視・チェック機能など議会改革について検討してまいりました。

「議会だより」についても、先進地視察等から、単独発行より「広報のぼりべつ」との一体化により、経費の削減が計れることや議会と市民の関係がより近くなることなどから実施することになりました。

率直なご意見をお聞きしながらよりよい紙面づくりに邁進したいと考えておりますので、市民の皆様には旧に倍しての愛読をお願いいたします。

一般質問

平成十八年第一回定例市議会は、二月二十七日から三月二十八日まで行われ、一般質問は三月九日から四日間、市政執行方針、教育行政執行方針などについて十人の議員が質問しました。

平田江美子 議員

【問】介護保険の要介護認定者は、所得税・住民税の障害者控除の対象となるが、その申請のための「障害者控除認定書」の市民周知方法は。

【答】「要介護認定者の所得税法上の認定にかかる取り扱い要領」を定め、年齢が六十五歳以上で介護保険の要介護一から五に認定された方を対象として、この仕組みの運用をしており、この制度については現在「税のパンフレット」などで周知をしているが、今後「福祉のしおり」や「市民便利帳」へ掲載するなど、さらなる徹底を図っていきたい。

西村 孝夫 議員

【問】現代の子供たちは、欲しいものはなんでも親から与えられ、勉強をしなくても高校どころか大学にまで全員が入れるという恵まれた時代に育ち、努力をしなくてもその日を送れるという、いわば不幸な時代に生きていると言える。

鎌田 和子 議員

こうした現代の社会のひずみを一番感じている学校から、「やる気」を育む教育の必要性を家庭・地域に発信すべきではないか。

【答】現在学校では、さまざまな取り組みをしているが、今後さらに保護者、地域住民との関わりを深め取り組んでいきたい。

【問】環境問題は地球規模の課題であるが、市民が日常生活の中で確実に取り組むことが出来るのは、省エネ運動だと思っている。

【答】そのために、環境家計簿の推進を訴えてきたが、広がらないのが現状である。

次世代を担う子どもたちの環境教育を重視し、環境家計簿を学校教育の一環として捉え、小学校の夏休みの宿題として、親子一体で取り組むことで意識が深まると思うがいかがか。

【答】教育現場としては、既に環境に関しての学習は、さまざまな角度から取り組んでおり、夏休みの宿題としては難しいと考える。

松山 哲男 議員

【問】 協働のまちづくりの観点からまちづくり基本条例が策定され、「市民自治推進委員会」や「地区担当者制度」が設けられたが、この委員会の位置づけや組織構成等の考え、さらに地区担当者制度の具体的内容は如何に。

【答】 この委員会は、市民自治を推進するための最大の市民協議の場で、必要に応じ部会を設ける。仕組みや運営については、推進委員会で自主的に決めて行く。また、地区担当者制度は、地区ごとに担当職員を定め、相互の情報交換と各地区との連携強化を図る。

山口 賢治 議員

【問】 庁内防災体制マニュアルに基づく第一次、第二次警戒体制については、年間数十回単位で、実務的に行われていると捉えているがそれよりも大きな災害や火災が起きた場合の、各種非常配備体制について、どのような訓練・検証がなされ、見直されているのか。

【答】 職員の訓練は、隔年で行っている総合防災訓練の時に、地域防災計画に基づいて、避難誘導や情報の伝達などを行い、検証し、見直しをしている。今後、庁内における訓練を実施しなければなら

いが、何を想定した訓練にするのか検討をさせて頂きたい。



防災には市民の協力が欠かせない

天神林美彦 議員

【問】 登別市次世代育成支援行動計画（子ども未来21）における取り組みの最重点をどこに置いているのか。

【答】 次世代育成支援行動計画は、総合計画の基本理念である「安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくり」に向け、当面五年間の施策や推進体制を示した。具体的には「地域における子育て支援」「健康の確保と増進」「教育や生活環境の整備」「職業と家庭生活との両立」「安全の確保」「要保護児童への対応」で構成しており、いずれも重要な対策と認識して取り組んでいる。

石山 正志 議員

【問】 あらためてパブリックコメントに対する認識と、庁内体制について伺う。

岸 正治 議員

【答】 各種個別計画などにおいてはこれまでいろいろな形で市民参画をしていただき、市民意見の反映に努めてきた。市として何を対象とし、どのような手法により行うか、明らかにする必要があると考え、基準を定めることとしている。具体的には、先進地の例を参考にしながら、市民の意見を聞いて定めていきたい。

【問】 今後の財政見通しとして、公債費のピークと団塊世代の退職者が重なる十九・二十年度の財政運営はどの予測されるか。

【答】 公債費が平成二十年度に三十四億円を超え「団塊世代」の退職で、退職手当は平成十九年度は五億五千万円、平成二十年度は七億六千万円と見込まれ、厳しい財政運営となる。

しかし、平成十八年度から退職手当償制度が創設されたので、公債費比率を見ながら活用したい。経済が回復し、市税増収が図られるまでは、なお切り詰めた財政運営が必要と考える。

花井 泰子 議員

【問】 国の「国民保護計画」は、国

民保護の名を借りた米軍と自衛隊の一体化の危険を感じる。

市も策定しなければならぬが「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」「緊急対処事態」などについて基本的な考えを聞きたい。

【答】 国が「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を決めた。市の基本的な考えは、外国からの武力攻撃等の事態が生じた場合に備え、国の方針に基づき国民の保護のための「避難」「救援」「被害の最小化」などについて必要な措置を講ずるものである。

木村 純一 議員

【問】 障がい者の地域生活支援を進めるには、基盤整備が重要であり今後障がい者が身近なところで福祉サービスを利用できるように基盤を早急に整備しなければならぬと思うが、今後どのように進めていくのか。

【答】 障がい者の在宅生活を進める福祉サービスの基盤については、福祉的就労や訓練の場である授産施設が無いなど、十分整備されていない状況にある。障害福祉計画において、緊急度、必要度、ニーズなど、総合的に検証した中で整備目標を掲げ、計画的に整備を図ってまいりたい。

平成18年度 一般会計予算審査特別委員会

- 平成十八年度一般会計予算審査特別委員会が三月二十日から三月二十四日までの四日間開催されました。
- 主な質疑として
- 旅券業務における交付見込み件数及び担当窓口について
 - 補助金検討委員会の答申における行政の受け留め方及び今後の検討委員会のあり方について
 - 市民ニーズアンケート調査の概要と実施時期及び調査結果報告について
 - 庁舎裏玄関の自動ドア設置の検討経過について
 - 幼保一元化モデル事業の成果と課題について
 - 生活保護の相談・申請・開始件数及び受給状況について
 - (仮称)幌別西放課後児童クラブの設置場所を二階とした理由について
 - 自動体外式除細動器の今後の設置計画及び導入方式の考え方について
 - 登別シルバー人材センター補助金の効果について
 - カルルス温泉スキー場の今後の見通しについて
 - 産業クラスター形成協議会の動向と成果について
 - 除雪のあり方について
 - 救急車の出動に対する有料化及び救急業務を民間委託にする検討経過について
 - 特別支援教育の現状と今後の考え方について
 - 学校図書の利用状況及び市立図書館との連携について
 - スクールカウンセラーの増員の考え方について
 - 埋蔵文化財保管場所の選定理由施設の名称及び運営管理体制について
 - 最後に市長の出席のもとで総括質疑が行われ
 - 財政健全化の数値目標について
 - 補助金及び交付金の適正化と確保における今後の考え方について
 - 政策における外部評価導入の考えについて
 - 文化・スポーツ振興財団、体育協会、文化協会、教育委員会の連携について
 - 高齢者バス割引定期券購入助成金の継続の考えについて
 - との質疑に対し、それぞれ答弁がありました。
 - 質疑終了後、反対討論及び賛成討論があり、討論終了後、挙手採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決しました。

平成18年度 特別会計予算審査特別委員会

- 付託された議案七件の主な審査内容は
- 国民健康保険特別会計
 - 滞納状況と収納率の目標及び収納率向上対策事業の効果について
 - 急激な負担増にならない中長期的な見方について
 - 脳ドック助成金での利用人数、早期発見の数及び助成金の周知と結果を広報に掲載する考えについて
 - 学校給食事業特別会計
 - 給食事業収入の滞納の内容と理由、滞納繰越の目標
 - 収納率及び教育現場での配慮について
 - 公共下水道事業特別会計
 - 受益者負担金の考え方と滞納者の対処状況について
 - 老人保健特別会計
 - 簡易下水道事業特別会計
 - 介護保険特別会計
 - 水道事業会計
 - 料金改定の予定と室蘭市からの受水費の状況について
- 等があり、原案を可決しました。

補正予算審査特別委員会

一般会計補正予算の主な質疑は教育費では

●ネイチャーセンター運営管理費の五十万円の補正内容は

●室蘭の労働団体からの寄付金を基に木球を購入するため計上しました。

地方債では

●地方債の現時点の累計額とそのうち減税補てん債、臨時財政対策債について

●十七年度末、総額で三百六億二十四万円、そのうち減税補てん債は四十四億三千九百七十七万三千円臨時財政対策債は三十三億六千四百二十五万円となります。

との質疑のあと原案どおり可決されました。

特別会計補正予算は特に質疑なく全会一致で原案可決しました。



木球とあそぶ子どもたち

第一回臨時会

◎指定管理者の指定に
関する特別委員会

第一回臨時会が一月三十日開催され、議案三件について審議しました。

○登別市カルルス温泉スキー場条例の制定について

○平成十七年度登別市一般会計補正予算についての議案二件については原案のとおり可決しました。

○公の施設に係る指定管理者の指定については、特別委員会が設置され一月三十日から二月一日の三日間にわたり開催しました。

主な質疑としては

- 一 選定委員会の開催状況及びその内容について
 - 一 選定委員会の評価内容と評価点の出し方について
 - 一 施設の目的外の使用の考え方について
 - 一 指定管理者の提案内容の実施について
 - 一 指定管理者制度導入に伴う行政の目的について
 - 一 指定管理者制度導入に伴う職員の業務について
- などの質疑に対し、それぞれ答弁があり質疑終了後全会一致をもって原案のとおり可決しました。
- なお委員会終了後、本会議において決議を採択しました。

決議

- 一 指定管理者制度の設立の背景と趣旨をよく理解し、市民と協働のまちづくりの考えのもと、分権型社会にふさわしい制度の一層の充実を図ること
- 二 議案の審議にあたっては十分な資料が必要ことから、公表が可能となる仕組みについて工夫すること

総務・教育委員会

本委員会に付託を受けた案件は五件です。

○登別市国民保護対策本部及び登別市緊急対処事態対策本部条例の制定について

主な質疑は

- ◎ 緊急対処事態対策本部の設置における本条例制定の必要性について
 - ◎ 条例をもって、本部を設置することになっている。
 - ◎ 登別市国民保護協議会条例の制定について、
- 主な質疑は
- ◎ 本条例はどのような事態に適用されるのか
 - ◎ 武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態を想定している。武力攻撃事態と武力攻撃予測事態は地上部隊が着上陸する攻撃や航空機による攻撃など、緊急対処事態は、石油コンビナート、タ

ーミナル、新幹線等の爆破、サリン等科学薬剤大量散布、航空機等による多数の死傷者を伴うテロなどを定義している。

以上議案二件については賛成多数にて原案のとおり可決しました

○登別市職員の給与に関する条例及び、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○登別市体育施設設置条例の一部改正について

○登別市青少年会館設置条例等の一部改正について以上三件については原案のとおり可決しました。

生活・福祉委員会

本委員会に付託された議案は、九件でした。

主な質疑は

- ◎ 障害者自立支援審査会の二次判定で、障害者団体の当事者が入ることはできないのか
 - ◎ 当事者に出席いただいて、状況を確認することはあり得る。
 - ◎ 登別市児童デイサービスセンター条例の一部改正により、どのように変わるのか
 - ◎ 児童福祉法に基づいていたものが自立支援法に変わったということであり、基本的には変わらない。
- 質疑終了後、全会一致で原案可決しました。

観光・経済委員会

本委員会に付託を受けた議案は三件です。

主な質疑は

- ◎ カルルス温泉スキー場整備基金条例で収支の予測と実績との差異が出たときの考えについて
- ◎ 収支予測額に差異が生じた場合などについては、指定管理者との協定書に基づき協議をすることになっている。

また、収支バランスの予測は大変に難しく、トータル的な考え方を持っており、おおむね五年間の中で整理していきたい。

との質疑があり質疑終了後、原案を可決しました。

意見書

■米国产牛肉の輸入対策の見直しを求める意見書について

■さらなる総合的な少子化対策を求める意見書について

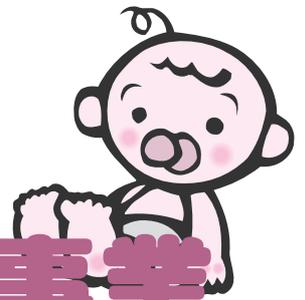
編集後記

三位一体改革は地方財政にさらなる負担を課し、当市の財政状況も益々厳しく、経費削減の一端として、「でいすかす」を今号から「広報」に一体化することになりました。市民の皆さん、どうぞよろしくお願い致します。

花井

スタートします。

産後子育てママ派遣事業



市は、出産後間もない母親の精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活が営める環境づくりを促進するため、家庭にヘルパーを派遣して支援する『産後子育てママ派遣事業』を開始します。

▶**派遣基準** 市内に居住する出産後間もない母親とその子どもがいる家庭で、家事などの支援を必要とする方

※支援できる家族などがいる方は除きます。

▶**派遣期間** 病院、診療所などで出産した場合は退院の日から30日までの期間、そのほかの場合は出産の日から30日までの期間です。ただし、2人以上の子どもを出産した場合は出産の日から1年までの期間

▶**支援内容**

- ①乳児のもく浴や育児
- ②食事の世話や衣類の洗濯
- ③住居などの清掃や整理整頓
- ④生活必需品などの買い物
- ⑤生活や育児に関する相談、助言
- ⑥そのほか必要な育児や家事

▶**派遣回数** 10回（1日1回）

▶**利用時間** 8時から18時までの間で4時間以内

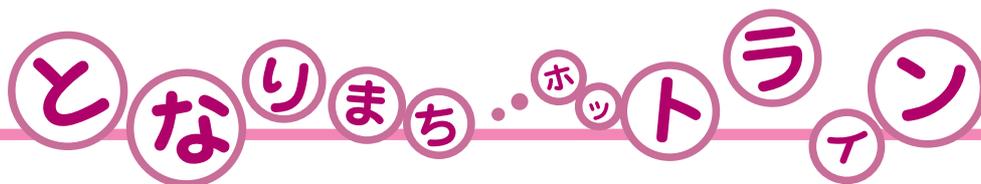
▶**受付開始** 5月1日(月)～

▶**利用者負担額** (単位：円)

利用世帯区分	利用者負担額			
	1時間	2時間	3時間	4時間
生活保護世帯、当該年度分の市民税が非課税の世帯	無料			
前年の所得税が非課税の世帯	250	450	650	850
上記以外の世帯	500	900	1,300	1,700

申し込み
問い合わせ

子育てグループ (☎85) 5 6 3 4)



白老町

『'06白老牛肉まつり』に
お越しく下さい

北海道有数の黒毛和種の産地として定着した白老町。ぜひこの機会に皆さんお誘いあわせのうえ、おいしい白老牛をご賞味ください。

▶**日時** 6月3日(土) 10時～17時、4日(日) 9時30分～16時

▶**場所** 白老インター前広場

▶**内容** 白老牛焼肉（前売り1,200円、当日1,400円）、白老牛の丸焼き、インディアン焼き、牧草投げ大会、ステージイベントなど

▶**問い合わせ** '06白老牛肉まつり実行委員会 (☎0144②2266)

室蘭市

『みて』『つくって』科学を体験
5/3～7 科学館まつり

ゴム動力のヘリや知恵の輪作りなど実験や工作教室を期間中毎日開催。この機会に不思議で楽しい科学に触れてみませんか。

▶**時間** 13時30分～15時

※当日、直接会場にお越しください。

※5月7日(日)はプラネタリウムの特別投影を開催。11時、13時30分、15時の3回、オカリナの生演奏を聴きながら星空を眺めよう（科学館とプラネタリウムの入館料が必要）。

▶**問い合わせ** 青少年科学館 (☎②1058)

伊達市

伊達赤十字フェスティバル
2006にぜひ遊びに来てください

身近で活躍している赤十字奉仕団や赤十字病院などの活動を知っていただく機会として、市民参加の楽しいお祭りを開催します。

花の苗（500鉢）のプレゼントや健康に関するコーナーのほか、お子さんも楽しめる催しも用意していますので、ご家族皆様でお越しください。

▶**日時** 5月21日(日) 10時～14時

▶**場所** だて歴史の杜カルチャーセンター

▶**問い合わせ** 伊達市社会福祉課 (☎0142③3331)

人のうごき（平成18年3月末日現在）／人口53,622（-265） 世帯24,448（-123）（ ）は前月比 この広報紙は再生紙を使用しています。

発行・編集／登別市総務部情報推進グループ 〒059-0012 北海道登別市中央町6-11 ☎0143⑥6586 FAX0143⑥1108
ホームページ：http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp Eメール：pr@city.noboribetsu.hokkaido.jp

